

第四十一回 帝國議會 貴族院議事速記録第十號

大正八年二月十四日(金曜日)

午前十時十五分開議

議事日程 第十號 大正八年二月十四日

午前十時開議

第一 中山嘉兵衛君請暇ノ件

第二 大正八年度歳入歳出總豫算案並大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案審査期限ヲ定ムルノ件

第三 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件審査期限ヲ定ムルノ件

第四 臨時軍事費豫算追加案(第一號)審査期限ヲ定ムルノ件

第五 大正八年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)審査期限ヲ定ムルノ件

第六 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號)審査期限ヲ定ムルノ件

第七 戰時利得稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第八 作業會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第九 海軍工廠資金會計法中改正法律案(衆議院送付) 第一讀會

第十 國債整理基金特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十一 事業公債金特別會計法案(衆議院送付) 第一讀會

第十二 臨時國庫證券法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十三 朝鮮事業公債法中改正法律案(衆議院送付) 第一讀會

第十四 臺灣事業公債法中改正法律案(衆議院送付) 第一讀會

第十五 造幣局据置運轉資本增加及設備擴張費ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

(衆議院送付)

第十六 帝國大學特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
第十七 東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案(衆議院送付) 第一讀會

第十八 大正七年法律第四號中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第十九 鐵道敷設法中改正法律案(衆議院送付) 第一讀會

第二十 北海道鐵道敷設法中改正法律案(衆議院送付) 第一讀會

第二十一 裁判所ノ設立ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第二十二 大正二年法律第九號中改正法律案(衆議院送付) 第一讀會

第二十三 不動産登記法中改正法律案(衆議院送付) 第一讀會

第二十四 北海道舊土人保護法中改正法律案(衆議院送付) 第一讀會

第二十五 朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案(衆議院送付) 第一讀會

第二十六 家祿賞典祿處分ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會

第二十七 沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル給與處分ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會

○副議長(侯爵黑田長成君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、徳川議長目下病氣引籠中デゴザイマシテ、本員モ亦故障ノ爲メ遺憾ナガラ議長ノ職務ヲ行フコトガ出來マセヌニ依ツテ、議事日程ヲ變更イタシマシテ、直チニ議院法第十四條ニ依リマシテ假議長ノ選舉ヲ行ヒマシテ御異存ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(侯爵黑田長成君) 御異議ナイト認メマス

○淺田徳則君 唯今議長ノ御諮リニナリマシタル所ノ假議長ノ選舉デアリマス、議長ノ御宣告ノ如クデアリマスルナラバ實ニ己ムヲ得ナイコトト考ヘマス、故ニ萬一不幸ニシテ議長、副議長共ニ御差支ノ場合ニ於キマシテハ、議院ニ於キマシテ是ハ假議長ヲ選舉サル、コトハ相當ト認メマスニ依ツテ、此會期中ヲ通ジマシテ、議長ノ御指名ニ依ツテ假議長ヲ選定サレムコトヲ希望イタシマス、ドウカ滿場ノ諸君ノ御賛成ヲ願ヒマス

○男爵石黒忠恵君 賛成

○男爵高木兼寛君 賛成

○男爵中川與長君 賛成

○男爵武井守正君 賛成

○伯爵柳原義光君 賛成

○子爵井上匡四郎君 賛成

○男爵小澤武雄君 賛成

○子爵稻垣太祥君 賛成

○男爵阪井重季君 賛成

○男爵内田正敏君 賛成

〔其他「賛成」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 唯今淺田君ノ申述ベラレマシタコトニ付テ御異

存ハゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(侯爵黒田長成君) 御異議ナイト認メマス、依ッテ假議長ニ侯爵徳川

頼倫君ヲ指名イタシマス、休憩ヲ致シマス

午前十時十八分休憩

午前十時三十四分開議

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

去ル十日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決

ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

會計検査院法中改正法律案

同日本院ニ於テ採擇スヘキモノト議決シタル大正六年法律第六號軍人恩給

法附則改正ノ請願外二件ノ請願ハ各意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

戰時利得税法中改正法律案

作業會計法中改正法律案

海軍工廠資金會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中改正法律案

事業公債金特別會計法案

臨時國庫證券法中改正法律案

朝鮮事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中改正法律案

造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ關スル法律案

帝國大學特別會計法中改正法律案

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案

大正七年法律第四號中改正法律案

鐵道敷設法中改正法律案

北海道鐵道敷設法中改正法律案

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

大正二年法律第九號中改正法律案

不動産登記法中改正法律案

北海道舊土人保護法中改正法律案

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル給與處分ニ關スル法律案

昨十三日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

開墾助成法案

大正八年度歳入歳出總豫算案並大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

臨時軍事費豫算追加案(第一號)

大正八年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件(追第一號)

同日請願委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願文書表第四回報告書

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 彙ニ議決セラレマシタル憲法發布三十年記念祝賀ノ上奏書ハ去ル十一日憲法記念館ニ開催ノ祝賀會ニ於キマシテ黒田副議長ヨリ御名代ノ宮載仁親王殿下ニ捧呈イタシマシタ

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、去ル十日西川甚五郎君病氣ニ付キ豫算委員辭任シタキ旨ヲ申出ニナリマシタ、許可シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 付キマシテハ此補闕ト致シマシテ、第二部ニ於テ補闕選舉ヲ行ハレムコトヲ希望イタシマス

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 是カラ日程ニ移リマス、日程第一、中山嘉兵衛君病氣ニ付キ九日間ノ請假デゴザイマスガ、許可シテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマス、御諮リヲ致シマスガ、通牒文ノ朗讀ハ省略シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマス、次ニ日程第二、第三、第四、第五、第六ノ議案ハ一括イタシテ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマス

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 日程第二、大正八年度歳入歳出總豫算案竝大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案、第三、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スル要スル件、第四、臨時事件費豫算追加案第一號、第五、大正八年度歳入歳出總豫算追加案第一號、第六、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スル要スル件追第一號、審査期限ヲ定ムルノ件

〔左ノ送付文ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ〕

大正八年度歳入歳出總豫算案竝大正八年度各特別會計歳入歳出豫算案
右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スル要スル件

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(第一號)臨時軍事費豫算追加案

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(第一號)大正八年度歳入歳出總豫算追加案

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

(追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スル要スル件

右本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十三日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 諸君、私ハ茲ニ大正八年度歳計豫算ニ關シマシテ其大要ヲ説明スルノ光榮ヲ有シマス、御承知ノ如ク現内閣ハ昨年ノ秋ニ成立ヲ致シマシタ、然ルニ當時大正八年度概算已ニ各省ヨリ要求シテアリマ

シタ後デゴザイマス、新ニ諸般ノ方面ニ互リマシテ調査講究ヲ遂グルノ時日ガゴザリマセズシタ故、大正八年度豫算ハ先ヅ大體右ノ概算ヲ基礎ト致シマシテ、休戰條約ノ締結ニ伴ヒマシテ、宇内ノ形勢ニ一大變化ヲ來タスベキ事情ニ鑑ミマシテ、將來ノ經營ニ資スベキ財政上ノ根柢ヲ鞏固ニスルヲ念ト致シマシテ、次ノ方針ニ依ッテ之ヲ編成シタル次第デゴザイマス、即チ永久ニ多大ノ經費ヲ要スベキ施設ニ付テハ、時局ノ推移ニ伴ヒ徐ロニ其經費ヲ定ムルコトト致シマシタ、唯、國防ノ充實、教育ノ振興、産業ノ獎勵及交通通信機關ノ整備等ノ如キ、國運ノ發展上緊急ヲ要スルモノニ限リ、財源ノ許ス範圍内ニ於テ相當ノ經費ヲ定ムルコトト致シマシタ、其他ノ經費ニ付テハ努メテ其膨脹ヲ抑制イタシマシタ、又時勢ノ變遷ニ從ヒ、官吏其他ノ増俸増額竝ニ諸般經費ノ補足ヲ要スルモノガアリマスケレドモ、時局ノ推移ニ應ジ經濟界ノ安定ヲ待ッテ之ガ經費ヲ樹テルコトトナシ、姑ク應急ノ施設ニ止ムルコトト致シマシタ、而シテ前古未曾有ノ大戰爭モ已ニ休戰狀態ニ入りマシタケレドモ、臨時事件ニ關シ尙ホ相當ノ施設ヲ要スベク、且ツ西比利亞ノ狀況ハ前途遽ニ逆路シ難キ有様デアリマスガ故ニ、臨時事件ニ關スル經費ハ、大正八年度ニ於テモ亦之ヲ見積ルノ必要ガアリマス、依ッテ大正三年臨時事件豫備費ニ付テハ追加第一號ヲ以テ、又臨時軍事費ニ付テハ同ジク特別會計追加豫算トシテ別ニ之ヲ要求シタル次第デゴザイマス、今大正八年度普通經費ニ屬スル歳入歳出ノ大體ニ付テ之ヲ述ベマスレバ、歳入經常部ニ於テ八億三千九百餘万圓、同ジク臨時部ニ於テ五千七百餘万圓、合計八億九千六百餘万圓デアリマス、之ニ對シテ歳出ハ經常部ニ於テ五億百餘万圓、同ジク臨時部ニ於テ三億七千三百餘万圓、合計八億七千四百餘万圓ニシテ、歳入歳出差引歳入超過額二千二百餘万圓ハ之ヲ臨時事件豫備費ノ財源ニ充當スル計畫デアリマス、今歳入歳出ノ主ナルモノヲ擧ゲテ之ヲ前年度豫算ニ比較シマスレバ、歳入經常部ニ於ケル租稅收入ハ四億九千二百餘万圓ニシテ、之ヲ前年度ニ比スルニ一億二千四百餘万圓ヲ増加シ、印紙收入ハ五千五百餘万圓ニシテ、前年度ニ比シテ千四百餘圓ヲ増加シ、官業及官有財産ノ收入ハ二億六千餘万圓ニシテ、前年度ニ比シテ六千餘万圓増加イタシマシタ、是等ハ増收ノ主ナルモノデゴザイマスルガ、朝鮮總督府臺灣總督府及樺太廳各特別會計ニ於ケル事業公債金及其元利償還金ニ付テハ、從來一般會計ヲ經由シテ、各特別會計ニ繰入ル、ノ方法ヲ採ッテ居リマシタガ、今回ハ別ニ共通ノ事業公債金特別會計ヲ設置

スルト同時ニ、其繰入金ハ一般會計ヲ經由セザルコトト致シマシタガ爲メ、歳入經常部、朝鮮總督府以下各特別會計繰入金ニ於テ千餘万圓ノ減少ヲ見ルコトトナリマシタ、以上増減ヲ差引キ結局歳入經常部ニ於テハ前年度ニ比シテ一億九千五百餘万圓ノ増加トナルノデゴザイマス、次ニ歳入臨時部ニ於テ主ナルモノハ利子ノ收入九百万圓ニシテ、前年度ニ比シテ二百餘万圓ノ増加ヲ示シ、獻納金ノ二百餘万圓ハ前年度ニ比シテ百餘万圓ノ増加デアリマス、公債募集金ハ一般會計ニ屬スル電話事業公債金ニ於テ二千三百餘万圓ヲ計上イタシマシタケレドモ、前ニ述ベマシタ如ク朝鮮總督府以下各特別會計ニ屬スル事業公債金ハ一般會計ヲ經由セズ、直チニ各特別會計ニ繰入ルルコトト致シマシタルガ故ニ、其爲ニ千七百餘万圓ヲ減シ、結局四百餘万圓ノ減少ヲ來タシタノデアリマス、以上述ベマシタル所及其他ノ増減ヲ差引計算スレバ、歳入臨時部ニ於テ前年度ニ比シテ二千四百餘万圓ノ減少デアリマスルガ、尙ホ臨時事件ニ關スル歳入ヲ差引キマスルガ故ニ、合セテ一億二千二百餘万圓ノ減少トナリマス、更ニ歳入經常部臨時部ヲ合計シテ之ヲ前年度ニ比較シマスレバ一億七千餘万圓ノ増加ヲ見マスケレドモ、臨時事件ニ關スル歳入ヲ差引キマスルガ故ニ七千三百餘万圓ノ増加トナル計算デアリマス、次ニ歳出ニ付テ其大體ヲ述ベマスレバ、經常部ニ於テ前年度ニ比シテ二千二百餘万圓臨時部ニ於テ一億二千六百餘万圓、合計約一億四千八百萬圓ノ増加デアリマスルガ、前年度ニ於ケル臨時事件ニ關スル經費豫算九千六百餘万圓ヲ差引イタシマスルト、臨時部ニ於テ二千九百餘万圓歳出合計ニ於テ五千五百餘万圓ノ増加デアリマス今歳出豫算中ノ主ナル事項ニ付キ略言イタシマスレバ、國防充實ニ關スルモノニ在ッテハ、陸軍各部隊ノ編制改正ヲ經畫シ以テ陸軍機能ノ充實ニ資シ、海軍水陸設備費ヲ追加シテ造艦能力其他ノ完成ヲ期シ、教育ノ振興ニ開シテハ、工科大學及實業專門學校ノ擴張、諸高等學校増設ヲ經畫シテ高等教育ノ普及、特ニ實業の専門家ノ養成ヲ主眼トナシ、産業ノ獎勵ニ付テハ、或ハ主要食糧タル農産物ノ改良増殖ヲ圖リ、或ハ畜産林業等ニ付テ獎勵費ヲ計上シ、交通通信機關ニ關シテハ道路改良費ノ補助、電信線路ノ増設、電信電話ノ裝置改良ニ關シ施設イタシ、又電話交換擴張費ニ付テハ、特ニ其年割額ヲ繰上ゲテ工程ノ進捗ヲ期シタル次第デアリマス、更ニ國庫豫備金ハ毎年不足ヲ告ゲルノ状態デアリマスルガ故、本年度ヨリ二百萬圓ヲ増加シテ第一豫備金三百萬圓、第二豫備金五百萬圓トナシ、又國債ノ償還額ニ付テハ大正八年度ニ於テ

ハ豫定ノ通り三千万圓ヲ計上イタシマシタ、次ニ追加豫算ヲ以テ要求イタシマシタル大正三年臨時事件豫備費ハ一億七千二百万圓ニ達シ、其大部分ハ官吏以下ノ臨時手當、物價騰貴ニ基ク廳費其他ノ補足等デゴザイマス、此外各種ノ事項ニ付テハ、休戦後ト雖モ尙ホ相當期間必要アリト認メタモノニ限リ之ガ經費ヲ見積リマシタ、而シテ右ニ對スル財源トシテ戰時利得稅其他臨時事件費支出ニ伴フ收入一億千三百餘萬圓ヲ算シマスルガ故ニ、歲入歳出差引不足額五千八百餘萬圓ノ内、二千二百餘萬圓ハ普通經費豫算ニ於ケル歳入超過額ヲ以テ之ヲ支辨シ、千四百餘萬圓ハ前年度剩餘金繰入ニ依リ、尙ホ不足スル額二千二百万圓ハ借入金ヲ以テ之ヲ補填スルノ經畫デゴザイマス、臨時軍事費ニ付テハ已ニ歐洲ニ於テハ休戦後講和會議ノ時期ニ入りマシタルモ、西比利亞ノ狀態ハ尙ホ帝國軍隊ノ全部ヲ引揚グルノ時機ニ達シマセズ、其他部隊ノ役員艦隊ノ引揚等ニモ相當ノ日子ヲ要スベキヲ以テ、之ガ爲メ一億五千七百餘萬圓ヲ追加計上イタシ、其財源ハ主トシテ公債借入金ニ依ルコトト致シマシタ、大正六年度歲計剩餘金ハ總額三億四千九百餘萬圓ヲ算シマシタルガ、其内大正七年度ニ繰越シタル歳出ノ財源其他使途ノ豫定アルモノヲ除クトキハ、殘額二億千餘萬圓トナリ、大正七年度ニ於テ已ニ西比利亞出兵ヲ始メトシテ、臨時軍事費ノ財源トシテ八千九百餘萬圓ヲ支出シタルノミナラス、普通經費ニシテ豫算超過若クハ豫算外支出ヲ要シマシタル爲メ、國庫剩餘金ヲ其財源ニ供シタル金額ガ千七百餘萬圓ニ達シ、臨時事件費ニ於テ亦豫備費外ニ支出ヲ要シマシタル金額四千六百餘萬圓ヲ算シ、結局國庫剩餘金モ餘ス所多カラザル有様デゴザイマス、更ニ之ヲ以テ必要ナル追加豫算ノ財源ニ充ツルトキハ、大正八年度豫算ノ財源トシテハ多額ノ繰入ヲ爲スノ餘地ヲ存シマセズ、是レ臨時事件ニ關スル經費ノ財源トシテ公債借入金ニ俟ツヲ要スル所以デゴザイマス、財政經畫ノ大要ハ以上申述べタルガ如クデゴザイマスガ、私ハ更ニ此機會ニ於テ帝國ノ經濟竝ニ金融ノ狀態ニ付キ一言ヲ費サムト思フノデアリマス、今ヤ四年有半ニ亘リシ世界ノ大戰争ハ將ニ終結ヲ告ケムトスルニ際シ、我邦ニ於ケル經濟界ノ經過ヲ回顧シマセバ、諸君ノ記憶ニ新ナルガ如ク、開戦ノ初ニ當リテハ經濟界ハ一時多大ノ打撃ヲ蒙ッタノデアリマス、然ルニ國民ノ努力ノ結果漸次其狀勢ヲ回復スルニ至リ、殊ニ歐洲諸國ヨリノ輸出ノ減少ニ伴ヒ、時勢ノ必要ニ刺激セラレテ、工業ハ興リ、商業ハ榮エ、大體ニ於テ我ガ經濟界ハ内ニ於テモ外ニ對シテモ多大ノ發達ヲ遂グル

ニ至ッタノダゴザイマス、試ニ之ヲ數字ニ徴スルニ、大正三年八月ヨリ大正七年ノ未ニ至ル約四箇年ノ期間ニ於テ、事業計畫資本總額ハ約五十億圓ヲ算シ、實際拂込資本總額ハ約二十億圓ニ及ビ、銀行預金ハ二十億六千餘萬圓ヨリ六十二億九千餘萬圓ニ上リ、又郵便貯金ハ二億餘萬圓ヨリ五億五千餘萬圓ニ増加シタルデアリマス、對外關係ニ付テ之ヲ見マスレバ開戦以來ノ輸出總額五十六億千餘萬圓、輸入總額四十一億五千餘萬圓、差引輸出超過十四億六千餘萬圓ニシテ、同期間ニ於ケル貿易外ノ收入超過十三億二千餘萬圓ニ達シタルヲ以テ、戰時中ニ於ケル我國ノ國際貸借上ニ於ケル受取勘定ハ、實ニ二十七億八千餘萬圓ニ達シマシタ、其結果政府竝ニ民間ノ外債償還外債買戻及對外放資ハ十二億七千餘萬圓ニ上リタルニ拘ラズ、我國對外貸借關係ハ右ノ如キ狀勢ナルヲ以テ、國際爲替關係モ亦從ツテ變調ヲ呈シ、金融ハ緩漫ノ大勢ヲ持續シタルデアリマス、而シテ此間政府ハ正貨ノ蓄積及國際金融ノ調和ニ努メ、正貨ノ買入ヲ爲シタルヲ以テ、政府及日本銀行保有ノ正貨ハ戰前三億五千餘萬圓ナリシモノガ十五億八千餘萬圓ニ上リ、十二億三千餘萬圓ノ増加ヲ示シテ居リマス、比較的短歲月ノ間ニ斯ノ如ク急激ナル發展ヲ遂ゲタル次第デアリマスルガ故ニ、今ヤ戰雲收リ一般經濟界ガ戰時ヨリ平時狀態ニ移ラムトスル此過渡期ニ於テ、官民共ニ新ナル注意ト努力トヲ要スルノデゴザイマス、勿論當ニ開カルベキ講和會議ハ將來ノ貿易上經濟上ニ重要ナル影響ヲ及ボスニ相違アリマセズ、其結果ハ今ヨリ逆睹スルコトハ出來マセズケレドモ、我ガ國民トシテハ兎ニ角戰後國運ノ進展ニ資スベキ基礎の準備ヲ怠ルベカラザルヤ言フ俟タヌ所デゴザイマス、同時ニ今後來ルコトアルベキ財界ノ變動ヲ出來得ルダケ少カラシムベキノミナラズ、進ンデハ此戰爭中ニ贏得タル資力ト經驗トヲ利用シテ將來益健實ナル發展ヲ期セネバナラヌノデアリマス、而シテ之ガ爲ニハ政府當局ニ於テ細心ノ注意ヲ用ヒ、各般ノ施設時機ヲ誤ラザラムコトヲ期スルハ固ヨリデゴザイマスガ、併シ其根本ノ解決ハ寧ロ國民一般ノ自發的努力ニ俟ツ所多シト言ハネバナラヌノデゴザイマス、而シテ最モ全國六大都市ノ銀行ガ相約シテ預金ノ爭奪ノ弊ヲ矯正セムトシ、既ニ預金利率ノ協定ニ關スル實行の成案ヲ得タル如キハ、此自發的努力ノ一例ヲ實現シタルモノデアリマシテ、本邦經濟界ノ爲ニ慶賀措カザル所デゴザイマス、終ニ臨ミ此豫算ハ昨日衆議院ニ於テ大多數ヲ以テ可決確定ヲ致シマシタルノデゴザイマス、諸君ハ御審議ノ上速ニ本豫算案ニ協賛ヲ與ヘラレムコトヲ希望

イタシマス

〔男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕

○男爵阪谷芳郎君 本員ハ豫算ノコトニ付キマシテ政府ニ質問イタシタイト考ヘマス、來年度ノ豫算ニ付キマシテハ、其御計畫其他ノ點ニ付キマシテ、種々御質問ヲ致シタイ點モゴザイマスノデコザイマスルガ、是ハ何レ豫算委員會ガ開カレマスコトデゴザイマスルデ、其節ニ讓ルコトニ致シマス、茲ニ豫算ニ付キマシテ御尋ネ致シタイノハ、政府ガ來年度ノ豫算中ニ於テ最モ重ヲ置カレテ居ルモノハ教育費デアラウト考ヘマスガ、既ニ御提出ニナツテアルモノ外ニ尙ホ繼續費トシテ數千萬圓ノ豫算ガ衆議院ニ出デアルト云フコトヲ承知イタシテ居リマスガ、斯ノ如キ多額ノ教育費ガ一時ニ豫算ノ上ニ掲載サレタト云フコトハ嘗テ例ノナイコトデゴザイマス、教育ヲ尊重スルト云フ點カラ鑑ミマスルト、大ニ欣ブベキコトニ存ジマス、去ナガラ從來教育ノ弊害ト申シマスルモノハ、徒ラニ外形ノコトノミニ走リマシテ、精神上ノ點ニ付テ重ヲ置クト云フコトガ缺ケテ居リマシタノデゴザイマス、一昨年十月臨時教育會議ガ開カレマシテ、種々議論ノアリマスル中ニモ、唯今申ス點ガ最モ痛切ニ論議セラレタ次第デゴザイマス、而シテ今年一月十七日臨時教育會議ハ全會一致ヲ以チマシテ一ノ建議案ヲ政府ニ提出イタシタノデゴザイマス、其建議ノ要旨ハ教育ノ效果ヲ全カラシメムトスルニハ、單リ學校教育ノミヲ以テ足レリトスルモノデハナイ、社會全般ノ狀態ノ改善ト云フコトノ上ニ重ヲ置カナケレバナラヌト云フコトニ付テ建議イタシタ次第デゴザイマス、本員ノ政府ニ質問イタサムト欲スルノハ、政府ハ此臨時教育會議ノ趣旨ヲ御容レニナリ、單リ外形上ノ設備ノミナラズ、精神上ノ内容改良ニ重ヲ置カレ、又社會狀態ノ改善ト云フコトニ付テ重ヲ置カレル趣意デ、此教育費ト云フモノガ編纂ニナツテ居ルノデアアルカドウカ、政府ハ一月十七日臨時教育會議ノ建議ヲ御容レニナル決心デアアルカ、御容レニナラヌ決心デアアルカ、其政府ノ御決心ノ在ル所ヲ伺ヒタイノデゴザイマス、是ガ本員ノ質問ノ第一點デゴザイマス、儲政府ニ於テ一月十七日臨時教育會議ノ建議ヲ御容レニナル決心デアルト致シマスレバ、茲ニ社會風教上ノ問題ニ付テ、國民ノ共ニ憂ニ沈ンデ居ル事柄ガゴザイマス、ソレハ外ノコトデハゴザイマセヌガ、明治天皇ノ御傳記ノ編纂及御製集ノ編纂ノコトニ付テ、甚ダ國民ノ心配イタシテ居リマスルコトガゴザイマスノデゴザイマス、其事柄ハ如何ナルコトデアアルカト云フコトハ、政府當局ハ疾

ニ御承知ノコトデアラウト存ジマス、私ハ茲ニ其事柄ガドウ云フコトデアアルカト云フコトヲ申スノ必要ヲ認メマセヌ、此事タル實ニ重大ノコトト考ヘマスル、明治天皇ノ御傳記御製、其編纂物ノ教育上、國民教育上如何ニ大切デアアルカト云フコトハ論ヲ俟タヌ次第デゴザイマシテ、全國民就中教育家ハ一般ニ首ヲ伸シテ其御編纂物ノ世ニ現レムコトヲ、一日モ早ク此世ニ現レムコトヲ待チツ、アリマスル、從ツテ此大切ナル御傳記及御製編纂ニ付テ、其手續上最モ神聖ナルモノデナケレバナラヌノデゴザイマス、然ルニ不幸ニ致シテ其神聖ヲ保持スルコトニ付テ甚ダ不幸ナル出來事ヲ生ジマシタノヲ悲シムノデゴザイマス、此事タル教育當局者ハ決シテ看過スベカラザルコトデアアルト考ヘマス、本員ハ政府ニ於テ此國民ノ憂慮ノ原因ヲ除クコトニ付テ、極力盡力ナサル御決心デゴザイマスルカ、或ハ政府直接ニ關係ノナイコトデアアルト云フ口實ノ下ニ、何等盡力ヲ爲サラヌ御決心デゴザイマスルカ、本員ノ伺ヒマスル第二ノ點デゴザイマス、謹ンデ惟ミマスルニ、明治天皇御在位四十有五年、帝國ノ國歩最モ艱難ナル時ニ御位ニ即カセラレタマヒ、幾多ノ御辛苦、幾多ノ御艱難ヲ經サセラレ、其間ニ於テ鬱勃タル御所感ガ發シテ御詠トナツタノデゴザイマス、彼ノ「葦間ノ小舟」ノ御詠ノ如キハ、今日拜讀イタシマスルモ尙ホ人ヲシテ憤慨ニ堪ヘザラシメルモノデゴザイマス、先帝ニ於テハ終始此長キ御世ノ間國利民福ノミニ御心ヲ注ガセラレ、一日ノ安キヲ御求ニナツタ日トテハナイノデゴザイマス、彼ノ「政事出デテ聽ク間」ノ御詠、又「年々ニ思ヒヤレドモ山水ヲ」ト云フ御詠、此二ツノ御詠ヲ拜讀イタシマスレバ三伏ノ炎熱モ政事ヲ御執リ遊バス間ハ御忘レニナル、又避暑ニハ行キタイガ「汲ミテ遊バム夏ナカリケリ」年々ニ山水ハ思フガ「汲ミテ遊バム夏ナカリケリ」ト云フ此御心ヲ察シ上ゲマスレバ、實ニ感泣ニ堪ヘヌ次第デゴザイマス、陛下ノ御心ハ四十有五年、三伏ノ炎熱モ御忘レニナリ、イツノ日モ行キタイガ、行ク暇ガナイトマデ御詠ニ發シテ、斯クバカリニ國利民福ニ御心ヲ注ガセラレ、其御蔭ヲ以チマシテ帝國ノ國威ハ旭日ノ如ク隆々トシテ盛シニナリ、國民ノ富ハ非常ナル増進、即チ唯今大藏大臣ノ御述ニナツタ如ク未曾有ノ増進ヲ致シタノデゴザイマス、凡ソ生ラ帝國内ニ保ツ者ニシテ誰カ明治天皇ノ恩澤ニ浴セザル者ガアリマセウ、鳥獸スラ其恩ヲ知ル、況ヤ人間ニ於テヤヤ、先帝ノ御聖德ヲ顯彰シ奉リ、之ヲ後世ニ傳フル上ニ於テ、少シノ不都合モナイヤウニ致シタイト云フコトハ、是レ臣子ノ至情已ムヲ得ナイモノデゴザイマス、

海ヨリモ深く山ヨリモ高キ先帝ノ御恩ニ對シテ、其萬分ノ一ヲモ報ヒタイト云フ所ノ至誠ヨリ出ヅルモノデゴザイマス、此事ニ付キマシテハ滿場ノ諸君御一人ノ異議ナイコトト本員ハ確信イタシマス、故ニ本員ハ前述ベマシタ第一ノ點第二ノ點此二ツノ點ニ付テ政府當局ノ大臣ヨリ満足ナル御明答ヲ得タイノデゴザイマス、抑、來年度豫算ニ於ケル教育費ハ其財源ノ一部ハ御下賜金ニ依ツタモノデゴザイマス、實ニ教育上大切ナル豫算デゴザイマス、若シモ政府ガ唯外形上ノ設備ノミニ重キヲ置キ、精神上ノ内容ヲ忘レタナラバ、如何デゴザイマセウ、既ニ教育上弊害ノアル上ニ尙更弊害ヲ積重ナルモノデアル、決シテ御下賜金ヲ賜フタ趣旨ハナイト考ヘルノデゴザイマス唯愈々輕佻浮薄ノ徒ヲ養成スルニ過ギヌ、斯ノ如キ豫算ハ寧ろ害ガ有ツテ益ハ無イト考ヘル、政府當局大臣ノ御答辯如何ニ依リマシテハ、本員ハ遺憾ナガラ教育費ノ豫算ニ對シテ贊成ヲ躊躇イタシマス、本員ハ滿腔ノ赤誠ヲ披瀝シテ此質問ヲ致ス次第デゴザイマス、ドウゾ當局ノ大臣ヨリ満足ナル御答辯ヲ願ヒマス

〔國務大臣原敬君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(原敬君) 唯今阪谷男爵ノ御質問ノ第一點ハ、臨時教育會議ノ決議ニ依ル建議ノ趣意ヲ政府ハ容ルルヤ否ヤト云フコトデアリマス、茲ニ建議ヲ所持イタシテ居リマセヌガ、其趣意ハ誠ニ宜シイコトデ、政府ハ之ヲ容ル、ニ吝ナルモノデアリマセヌ、尤モ御演說中ニモアルガ如ク、國民道德ノ關係ハ學校ノ教育ノミヲ以テ全ウスルコトハ出來ナイト言ハレルト同ジ様ナル意味デ、建議ノ趣意ヲ貫徹イタスノニハ恐ラク政府獨リノ力ヲ以テハ出來兼ネマス、此趣意ヲ貫徹スルニハ國民ト共ニ……國民ノ自覺ニ俟ツテ其效果ヲ全ウスルノ外ナイト考ヘマス、隨分至難ナコトト考ヘマス、併ナガラ其趣意ハ誠ニ喜ンデ容ルベキ事柄デアリマス、第二ノ點、明治天皇御事蹟ノ編纂ノコトデアリマスルガ、此事柄ハ純然タル宮内省ノ事務デアリマス、政府ハ口實ヲ以テ避ケハシナイカト云フ仰セデアリマスルガ、職責上私ノ關係ナイト云フコトヲ申スノ外アリマセヌ、是ハ官制ニ依ツテ定マリ、全ク政府ノ關係イタシテ居ル事柄デゴザイマセヌ、隨ツテ此事務ノ任命セラレマシタ人ニ付キマシテ、何等相談ヲ受ケタコトモゴザイマセヌ、又其人ノ人格如何ハ各見ル人ニ依ツテ異同モゴザイマセウ、併ナガラ法律上ニ於テ未ダ嘗テ刑事搜查ヲ致シタコトハ無イノデアリマス、此事ハ政府トシテ申上ゲ得ルノデアリマス、世間デハ恰モ刑事ノ猶豫ニデモナツテ居ルガ如ク申シマスガ、刑事上搜查ヲ致シタコトハ無イノデアリマス、是ハ政府トシテ申上ゲ得ルノデアリマスガ、此任命ニ關シマシテ遺憾ナガラ私ヨリ御答イタスコトハ出來マセヌ、又政府ト云ヒ宮内省ト云ヒ職責ヲ明ニシテ居リマス以上ニハ、何事ニモ容喙イタシマシテ宮中府中ヲ混ズルコトハ出來兼ネルヤウニ思ヒマス、政府ノ見ル所ハ斯ノ如キ次第デアリマス、左様御了承ヲ願ヒマス

〔男爵阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕

○男爵阪谷芳郎君 今總理大臣ノ御答辯ハ、第一ノ點ニ付キマシテハ本員ハ満足ヲ表スル者デアリマス、第二ノ點ニ付テハ満足ヲ表スルコトハ出來マセヌ、既ニ社會風教上大事ナルコトトシテ第一ノ臨時教育會議ノ建議ヲ御答ニナル以上ハ、社會風教上最モ大切ナルコトニ付テ政府ガ盡力セヌトハ何事デアルカ、本員ノ尋ネタ所ハ宮内省ト政府トノ職責ヲ問ウタモノデナイ、又如何ナル人が任命セラレタカト云フコトヲ問ウタノデハゴザイマセヌ、明治天皇御事蹟及御製集ノ編纂ノ上ニ付テ、斯ノ如クニ國民就中教育家ガ心配シテ居ルデハナイカ、其心配ノ原因ヲ取去ルコトニ付テ盡力ナサルカナサラヌカト云フコトヲ問ウタ、何モ宮中府中ノ區別ヤナドノ御説明ヲ本員ハ聽イタノデハゴザイマセヌ、併シ要スルニ盡力セヌト云フコトデアリマスレバ、是ハ又見解ガ違フノデ、盡力セヌト云フコトナラバ能ク分ツテ居リマス、本員ハ満足セヌ、斯ウ云フ次第デアリマスルカラ、本員ハ甚ダ總理大臣ノ御答辯ニハ不満足デアルト云フコトヲ言明イタシテ置キマス

○淺田德則君 唯今問題ニナツテ居リマスル、日程第二ヨリ第六ニ至ル即チ豫算ノ各案デアリマス、此審査期限ハ三月六日マデニ審査イタシテ、報告スルト云フコトニ定メラレムコトヲ望ミマス、ドウカ滿場諸君ノ御贊成ヲ願ヒマス

○子爵青木信光君 贊成

○子爵前田利定君 贊成

○谷森眞男君 贊成

○仁尾惟茂君 贊成

○假議長(侯爵德川賴倫君) 唯今ノ淺田君ノ動議ニ御贊成ノ御方ハ御起立ヲ願ヒマス

起立者 多數

○假議長(侯爵德川賴倫君) 過半数ト認メマス、左様ニ決定イタシマス

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第七ニ移リマス、戰時利得稅法中改正法律案、衆議院送付、第一讀會

戰時利得稅法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

戰時利得稅法中改正法律案

戰時利得稅法中左ノ通改正ス

附則第二項ヲ左ノ如ク改ム

本法ハ法人ニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ニ於テ終了スル最後ノ事業年度分限リ、個人ニ付テハ其ノ年分限リ之ヲ廢止ス但シ法人ニシテ大正八年一月一日ノ現況ニ於テ事業年度ノ期間ノ定ナキモノ及大正八年一月一日以後事業年度ノ期間ニ變更アリタルモノニ付テハ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ノ末日ヲ含ム事業年度分限リ之ヲ廢止ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 此唯今ノ案ハ現行戰時利得稅法ニ對シマスル課稅期間ニ關シマシテ、法人ノ事業年度ガ曆年末ト一致スルモノト一致セザルモノトノ間ニ於ケル課稅ノ權衡ヲ計ルノ必要ガゴザイマスル、ソレ故ニ本案ヲ提出イタシタ次第デゴザイマス、御協賛ヲ願ヒマス

○鈴木總兵衛君 政府ニチヨット質問ヲ致シマス、此改正案ハ前議會ノ條件ヲ繼續セラレタ意味カラ政府ガ提出セラレタカト思ヒマスガ、尙ホ念ノ爲ニ質問イタシタイノハ、此ノ講和條約調印ノ日ノ屬スル年ニ終了スル、此文字ノ解釋デアリマス、假ニ講和條約ガ今年ノ五月頃ニ終了シマスルト、其日ノ屬スル年ト云フ解釋ノ上カラ、既ニ或ル會社ノ如キ昨年ノ四月ヨリ本年ノ三月ニ至ルト云フ計算期ノモノガアリマスガ、是等ハ既ニ昨年ノ一月以前ニ遡ッテ課稅ガシテアルノデアルカラ、本年ハ三月ノ決算期ヲ終了トシテ以後ノ分ハ課稅セスト云フ御趣意デアルカ、モウ一ツ假ニ五月決算期或ハ六月ノ決算期ノ會社モアリマス、ソレラニ對シテハ矢張り半年ヲ終ルヤ否ヤ、既ニ是等モ

昨年ノ規定ニ依リマシテ、既ニ一昨年十二月以後ノ分ニ對シテ課稅スル、是等ハ矢張り其年ノ十一月迄一箇年分ヲ取ル、斯ウ云フコトデアルノデゴザイマスカ、其ニツラ念ノ爲ニ伺ヒマス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 御答イタシマス、唯今ノ御質疑ガ即チ此現在ノ法律ノ不備ナ點デアラウト考ヘマス、最初ニ遡ッテ取ッテアリマス、而シテ今日ノ儘デアリマノルト、例ヘバ御話ノ如ク本年ノ四月或ハ五月ニ平和條約ガ調印ニナリマス、此十二月ヲ以テ即チ歷年ノ終ヲ以テ法律ハ效ヲ失フコトニナリマス、然ルニ此儘デ置キマスルト事業年度ノ關係上、先キニハ餘計ニ取ラレテ居リナガラ又後ニ引ッ張ッテ餘計取ラレル、斯ウ云フコトニナリマスカラ、其權衡ヲ得ザル所ヲ直スノデアリマスカラ、唯今御質疑ニナッタ御精神ノ通りニ行クト考ヘマス

○假議長(侯爵德川賴倫君) 他ニ御質問ガゴザイマセスケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ御通知イタサセマス

〔成瀬書記官朗讀〕

戰時利得稅法中改正法律案特別委員

伯爵寺島 誠一郎君 子爵青木 信光君 男爵小早川 四郎君

男爵東 郷 安君 谷 森 眞 男君 仁 尾 惟 茂君

橋 本 圭 三郎君 鈴 木 總 兵 衛 君 三 木 與 吉 郎 君

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第八第九ハ一括シテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵德川賴倫君) 御異議ナイト認メマス

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第八、作業會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第九、海軍工廠資金會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

作業會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

貴族院議長公爵德川家達殿

衆議院議長 大岡育造

作業會計法中改正法律案

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中左ノ如ク改ム

第四 海軍火藥廠

第二條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

海軍火藥廠据置運轉資本ハ二百萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附 則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

海軍工廠資金會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

海軍工廠資金會計法中改正法律案

海軍工廠資金會計法中左ノ通改正ス

第二條 海軍工廠資金ハ二千萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス

附 則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 本案ハ政府ニ於キマシテ、大正七年度中平塚

ノ日本爆發物製造株式會社ヲ買収イタシマシタル結果トシテ、新ニ海軍火藥

廠ヲ設ケマシタ、其收支ハ之ヲ特別會計トシテ經營スルヲ得策ト認メマシテ、

ソレデ作業會計法中ニ改正ヲ加ヘヤウト云フノデアリマス、サウシテ之ニ要

シマスル据置運轉資本金ハ一年約二回乃至四回廻轉ヲスルモノトシテ、二百

萬圓ニ定メマシタ、大正八年度ニ於テハ一般會計ヨリ七十萬圓ヲ繰入レマシ

テ、其殘額ハ大正九年度以降二箇年間ニ之ヲ繰入レル見込デアリマス、而シ

テ右ノ財源ハ本會計ヨリ生ズル益金ヲ以テ充當スル豫定デゴザイマス、又海

軍工廠資金會計法中改正法案ハ、從來九百五十萬圓デゴザイマシタ海軍工廠

ノ資金、之ヲ二千萬圓ニ増加スル爲ニ同資金ノ會計法中ニ改正ヲ加ヘルノデ

其資金ハ明治四十二年度ニ至リ豫定ノ九百五十萬圓ニ達シマシタ、然ルニ近

年海軍造船造兵ノ事業モ膨脹イタシマシタ結果、同資金會計ノ收支額ガ著シ

ク増加ヲ致シマシタ、即チ其歲入歲出決算ノ平均額ハ、明治四十二年度ニ於

テ千五百餘萬圓デゴザイマシタノガ、大正六年度ニ於キマシテハ三千八百餘

萬圓トナリマシタ、約二倍半トナリマシタ、又造船造兵事業費ノ豫算ハ、明

治四十二年度ニ於キマシテ四千百萬圓デゴザイマシタノガ、大正六年度ニ於

テハ一億二千八百餘萬圓トナリマシタ、約三倍強トナリマシタ、而シテ兩者

共ニ大正七年度以降ニ於テモ、益増加スル傾向ヲ有シテ居リマス、斯様ナ狀

態デゴザイマスカラシテ、現在ノ据置運轉資本額デハ運轉上非常ニ困難ヲ感

ジマス、依ッテ其額ヲ二千萬圓ニ増加イタシ、大正八年度ニ於テハ一般會計ヨ

リ百萬圓繰入レ、其殘額ハ大正九年度以降ニ於テ漸次繰入ル、見込デゴザリ

マス、而シテ右ノ財源ハ矢張り本會計ヨリ生ジマスル利益、益金ヲ以テ充當

スル豫定デゴザリマス、御審議ノ上御協贊ヲ希望イタシマス

○男爵石黒忠惠君 唯今大藏大臣ノ御演說中ニ平塚ノ火藥製造所ヲ今度海軍

デ買入ニナル云々ト云フコトデアリマシタガ、是ニハ何モゴザイマセスカラ

伺ッテ見タイト存ジマスガ、サウ致シマス、豫アゴザイマスル海軍ノ火藥ヲ

拵ヘルガ爲ニ、平塚ニ外國人ガ建テテ居リマスル火藥所、ソレヲ今度海軍ノ

モノニナサルノデアリマス、チヨット伺ヒマス、チヨット間違カモ知レマセヌ

ガ……

〔國務大臣加藤友三郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(加藤友三郎君) 御答ヲ致シマス、御話ノ通りニ現ニ平塚ニアリ

マスル所ノ火藥製造所ヲ買収イタシマシテ、サウシテ之ヲ海軍ノ手ニ於テ四

月一日ヨリ經營ヲ致ス、斯様ナ譯ニナルノデアリマス、其買収費ハ前議會ニ

於テ既ニ御協贊ヲ經マシタノデアリマス

○男爵石黒忠惠君 續イテ伺ヒマスルガ、アレハ先年政府ノ御説明ニ依ッテ伺

ヒマスルト、外國人ガ或ル祕密ノ火藥ヲ製造イタシマスルノデ、ソレガ海軍

ノ御使用ニ必要ノモノデアルニ依ッテ、之ヲ多量ニ御貯ニナリタイ、然ル所外

國デ拵ヘタノデハ手數ガ掛ルカラ、ソレデ平塚ニ製造所ヲ拵ヘテ、其火藥製

造所ノ技師ガ拵ヘテ、而シテ或ル一定ノ年限ガ來ルト其「バテント」ヲコチラ

ニ引受ケテ、サウシテ海軍デ御製造ニナル、斯ウ云フヤウニ數年前伺ッテ居リ

マスガ、此從來海軍ニ於キマシテハ種々武器ノ改良ト云フコトガ盛ンニ行ハ

レテ居リマスノデゴザイマスガ、本員ナドノ門外漢ノ考デハ數年前ノ或ル特種ノ製造ハ、是ガ大戰ヲ經マシテモ矢張り永久ニ……永久トハ申サレマスマイガ、當分ハ役ニ立ツモノデ必要ノモノデゴザイマスカト云フコトヲ伺ッテ見タイ

〔國務大臣加藤友三郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(加藤友三郎君) 御承知ノ如ク平塚ニ火藥製造所ヲ置イテ製造シツ、アリマスル所ノ火藥ハ、紐狀火藥ト申シマスル特種ノ火藥デゴザイマス、今日マデ英國ニ於テ其改良進歩ヲ圖リマシタモノハ、平塚ニ於キマシテモ同様ノ時期同様ノ程度ニ於テ進歩ヲ圖リツ、アリマス、此火藥ハ近キ將來ニ於テ不用ニ屬スルト云フガ如キ考ハ今日有ッテ居リマセス、私ノ考ト致シマシテハ此火藥ハ近キ將來ニ於テ不用ニ屬セザルノミナラズ、益、有用ノモノデアラウ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○假議長(侯爵德川賴倫君) 他ニ御質問ガナケレバ此二案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告イタサセマス

〔長谷川書記官朗讀〕

作業會計法中改正法律案外一件特別委員

- 伯爵川村 鐵太郎君 子爵稻垣 太祥君 子爵大河内 正敏君
- 石塚 英藏君 男爵外松 孫太郎君 石黒 五十二君
- 福永吉之助君 鎌田 勝太郎君 田中 清文君

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第十、國債整理基金特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

國債整理基金特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

國債整理基金特別會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「一般會計」ノ下ニ「又特別會計」ヲ、「借入金」ノ下ニ「並臨時國庫證券」ヲ加ヘ「他ノ特別會計」ヨリ繰入ルルモノヲ併セテ「ヲ削ル

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 此國債整理基金特別會計法中改正法律案ニ二ツノ重ナル理由ガアッテ提案ヲ致シタノデゴザイマス、第一ノ點ハ從來特別ノ規定アル場合ノ外ハ特別會計ヨリ國債整理基金ニ充ツベキ金額ヲ繰入レマスニハ、一般會計ヲ經由シテ居ッタノデゴザイマス、豫算ノ形式及會計事務ヲ複雜ニ致シマスルカラ、今後ハ各特別會計ヨリ直接ニ國債整理基金ニ繰入レルコトト致シタイト考ヘルノデゴザイマス、第二ノ點ハ國債整理基金特別會計法第二條ニ依レバ、毎年國債ノ元金償還ニ充ツル爲ニ國債整理基金ヲ特別會計ニ繰入レマスル金額ハ、前年度ノ初メニ於ケル國債總額ノ萬分ノ百十六以上、三千万圓ヲ下ルコトヲ得スト規定シテアルノデアリマスルガ、元來臨時國庫證券ハ之ガ發行ニ依ッテ得タル資金ノ運用ヲナスモノデゴザイマシテ、事業費ノ財源ニ充ツルガ爲ニ發行スル國債トハ、其性質ヲ異ニシテ居リマスルガ故ニ、大藏證券及借入金ト同様ニ之ヲ該條項ノ適用ノ外ニ置クヲ至當ト認メタノデゴザイマス、御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○假議長(侯爵德川賴倫君) 別ニ御質問ガゴザイマセスケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告イタサセマス

〔長谷川書記官朗讀〕

國債整理基金特別會計法中改正法律案特別委員

- 伯爵林 博太郎君 子爵牧野 忠篤君 子爵水野 直君
- 仲小路 廉君 男爵坪井 九八郎君 男爵藤堂 高成君
- 中島 永元君 鮫島 武之助君 勝田 銀次郎君

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第十一、第十二、第十三、第十四、第十五マデ一括イタシマシテ御異議ハゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵德川賴倫君) 御異議ナイモノト認メマス

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第十一、事業公債金特別會計法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第十二、臨時國庫證券法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第十三、朝鮮事業公債法中改正法律案、政府提

出、衆議院送付、第一讀會、第十四、臺灣事業公債法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第十五、造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

事業公債金特別會計法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

事業公債金特別會計法

第一條 各種ノ事業公債法ニ依ル公債金ノ會計ハ之ヲ特別トシ一般ノ歳入

歳出ト區分スヘシ

第二條 公債金ヲ使用セントスルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬スル會計ノ歳

入ニ繰入ルヘシ

第三條 公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第四條 本會計ハ公債ノ發行ニ依ル收入金、運用利殖金及附屬雜收入ヲ以

テ其ノ歳入トシ第二條及第六條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五條 公債金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越

スヘシ

本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使

用スルコトヲ得

第六條 公債金ハ之ヲ以テ支辨スル事業費毎ニ區分整理シ其ノ事業完了ノ

後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ事業費ノ屬シタル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第七條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共

ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

事業公債及鐵道公債特別會計法、朝鮮事業公債金特別會計法ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際前項ノ各特別會計ニ屬スル公債金ハ之ヲ本會計ノ歳入ニ繰入

ルヘシ

臨時國庫證券法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

臨時國庫證券法中改正法律案

臨時國庫證券法中左ノ通改正ス

第一條中「便ニスル爲」ヲ「便ニシ其ノ他聯合國ノ財政ヲ援助スル爲」ニ改ム

第二條中「五億圓」ヲ「八億圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

「一億六千八百萬圓」ヲ「一億七千八百萬圓」ニ改ム

臺灣事業公債法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

臺灣事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中左ノ通改正ス

第一條 臺灣ニ於ケル事業費支辨ノ爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ九千二百五十萬圓ヲ限リ

公債ヲ募集スルコトヲ得

〔小字ハ衆議院ノ修正、ハ同削除ノ符號ナリ〕

第一條中「七千三百五十萬圓」ヲ「九千二百五十萬圓」ニ改ム

第二條 削除

第三條 削除

第五條第一項中「此ノ場合ニ於ケル利率ハ政府之ヲ定ム」ヲ削リ

第六條及第七條ヲ削リ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

ニ依ル

造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

造幣局据置運轉資本増加及設備擴張費ニ關スル法律案

大正八年度ニ於テ造幣局据置運轉資本ニ百五十萬圓ヲ増加ス

前項資本ノ増加及大正八年度乃至大正十年度ニ互リ造幣局ノ設備擴張ニ要スル經費ニ充用スル爲造幣局資金ノ内二百六十一萬四千九百五十二圓ヲ限

リ一般會計ニ繰入ルルコトヲ得

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 日程第十一ノ事業公債金特別會計法案、是ハ

從來臺灣事業公債ノ發行ニ依ル收入金ハ事業公債及鐵道公債特別會計ニ收入

イタシ、朝鮮事業公債ノ發行ニ依ル收入金ハ朝鮮事業公債金特別會計ニ收入

イタシマシテ、經理ヲ致シテ來タノデゴザイマスガ、電話事業公債、樺太事業

公債ニ付キマシテハ、未ダ其收入金ヲ經理スル特別ノ會計ガナイノデゴザイ

マス、故ニ是等ノ事業公債ノ發行ニ依ル收入金ノ經理ノタメ新ニ事業公債金

特別會計ヲ設置イタシマシテ、以上各特別會計ヲ統一シテ會計事務ノ簡捷ヲ

期シマスル考デ此案ヲ提出シタノデゴザイマス、又日程第十二ノ臨時國庫證

券法中改正法律案ノ要點ハ、從來ノ通り輸出爲替資金ノ疏通ヲ圖ルノ外、曩

ニ本邦ニ於テ發行シタル外國政府公債ノ借換其他ニ關シ、聯合國ノ財政援助

ノ爲ニモ本證券發行ノ途ヲ開キタイト思ヒマスノデ、其發行最高額ヲ三億圓

増加イタシマシテ八億圓ト致ス點ニアルノデアリマス、政府ハ此臨時國庫證

券ヲ利用イタシマシテ、以上述べマスル通り金融ノ調整ヲ致シマスト同時ニ

聯合國ニ對スル財政ノ援助上ニ便宜ヲ得タイト云フ考デゴザイマス、又日程

第十三、朝鮮事業公債法中改正法律案、是ハ同法ニ規定イタシマシタル公債

支辨ノ事業費中ノ釜山第二期海關工事費、約九百萬圓、元山海關工事費約百

萬圓、合計約千萬圓ヲ大正八年度以降六箇年度繼續費豫算トシテ追加ヲ要ス

ルコトニナリマシタカラ、從來ノ起債ノ法定額、一億六千八百萬圓ヲ一億七

千八百萬圓ト改メルノデゴザイマス、日程第十四ノ臺灣事業公債法中改正法

律案、是ハ本公債支辨事業費中、鐵道建設費ニ於テ既ニ第三十九議會ニ於テ

大正六年度以降五箇年度繼續費豫算千萬圓ノ追加ヲ認メラレテ居リマス、又

今回新ニ八年度以降四箇年度繼續費豫算千五百萬圓ノ追加ヲ要求イタシ

テ居リマス、其結果合計二千五百萬圓ノ増額ヲ要スルニ立至リマシタ、從

來公債支辨ニ屬シマシタル水利事業費中二百萬圓ダケヲ普通費支辨ニ移ス見

込デアリマスカラ、此金額ヲ差引キマシテ新ニ千八百五十五萬圓ノ起債法

定額ヲ増加セムトスルノデゴザイマス、是ハ衆議院ニ於キマシテ修正ニナリ

マシテ、其修正ニ對シテ政府モ同意ヲ表シテ居ル次第デアリマス、其他序デ

ヲ以テ一二、法文ノ整理ヲ致シマシタル次第デアリマス、第十五ハ造幣局据

置運轉資本ノ増加及之ガ設備擴張ニ要スル經費ニ關スル法律案デゴザイマス

造幣局据置運轉資本ノ増加及之ガ設備擴張ニ要スル經費ニ關スル法律案ノ説

明ヲ致シマスガ、此造幣局ノ据置運轉資本ハ從來二百五十萬圓デゴザイマシ

タガ、近來輸納地金ガ大ニ増加ヲ致シマシテ、ソレガ爲ニ精製ニ使用イタシ

マスル資金ガ不足ニナリマシテ、規定ノ期日内ニ精製シテ地金輸納人ニ拂戻

スコトガ出來兼ネル狀態デゴザイマス、依ッテ此据置運轉資本百五十萬圓ヲ新

ニ増加スル必要ヲ認メタ次第デアリマス、次ニ造幣局現在鑄造設備ハ近來貨

幣鑄造高ガ大ニ増加イタシマシテ、且ツ補助貨ノ改鑄ヲ致シマスニ付キマシ

テハ、著シク不足デアリマスル故ニ、此際其鑄造能力ヲ二倍ニスルガ爲メ大

正八年度ヨリ十年度ニ互リ、之ガ設備ヲ擴張スル爲ニ繼續費豫算百一十萬餘

圓ヲ計上イタシマシタ次第デアリマス、依ッテ右運轉資本ノ増加及設備擴張ニ

要スル經費ニ充ツル爲メ政府ハ必要ニ應ジテ合計二百六十一萬四千九百五十

二圓ヲ限り、造幣局資金中ヨリ一般會計ニ繰入レルコトニシタイト云フ考デ

本案ヲ提出イタシマシタ次第デアリマス、總テ御協賛アラムコトヲ望ミマス

○假議長(侯爵德川賴倫君) 御質問ガアリマセヌヤウデゴザイマスカラ特別委員ノ氏名ヲ御報告ヲ申上ゲマス、念ノ爲メ御相談申上ゲマスガ、日程第十一、第十二、十三、十四、十五マデ同一委員ニ付託シテ御異存ハゴザリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵德川賴倫君) 然ラバ特別委員ノ氏名ヲ報告イタサセマス

〔長谷川書記官朗讀〕

事業公債金特別會計法案外四件特別委員

伯爵松平 賴壽君 子爵松平 直平君 淺田 德則君

男爵武井 守正君 男爵阪谷 芳郎君 荒井賢太郎君

安樂 兼道君 佐藤 傳兵衛君 岡本 榮吉君

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第十六、第十七、第十八ハ一括シテ問題ニ致シテ宜シウゴザイマスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵德川賴倫君) 御異議ナシト認メマス

○假議長(侯爵德川賴倫君) 日程第十六、帝國大學特別會計法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、日程第十七、東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、日程第十八、大正七年法律第四號中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

帝國大學特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

帝國大學特別會計法中改正法律案

帝國大學特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「金百五十六萬圓」ヲ「金百六十七萬七千三百二十圓」ニ、「金九十七萬圓」ヲ「金百三萬五千百圓」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金ニ關スル法律案

東京帝國大學工學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金百五十萬圓ヲ、京都帝國大學工學部及理學部ノ擴張ヲ爲スノ費用ニ充ツル爲總額金八十三萬千二百七十一圓ヲ大正八年度乃至大正十一年度ニ互リ帝國大學特別會計法第二條ノ金額ノ外毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ニ繰入ルヘシ

大正七年度法律第四號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵德川家達殿

大正七年法律第四號中改正法律案

大正七年法律第四號中左ノ通改正ス

「時局ニ基因シ判任官其ノ他ノ者ニ對シ臨時手當ヲ支給スル爲」ヲ「時局ニ基因シテ生スル經費ノ不足ヲ補充スル爲」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

參照

東京帝國大學及京都帝國大學臨時政府支出金繰入ニ關スル法律

大正七年三月法律第四號

東京帝國大學及京都帝國大學ニ於テ時局ニ基因シ判任官其ノ他ノ者ニ對シ臨時手當ヲ支給スル爲必要ナル金額ハ帝國大學特別會計法第二條ノ規定ニ依ル金額ノ外一般會計ヨリ當該帝國大學特別會計ヘ臨時之ヲ繰入ルルコトヲ得

附則

本法ハ大正七年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣中橋徳五郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(中橋徳五郎君) 此日程ノ第十六、十七、十八ハ略、同様ノ性質ノ法案デアリマスルデ、是ハ豫算ハ總テ總豫算ノ中ニ組入レテ提出ニナツテ居リマスガ、其總豫算ニアリマスル金ヲ各特別會計ニ繰入レマスルニ付キマシテ手續上必要ナ法案デ、茲ニ提出イタシタ譯デゴザイマス、是ハ前ニモ時々出テ居ルノ同性質ノモノデアリマス、此第十六ノ帝國大學特別會計法中改正法律案、是ハ此度各帝國大學ニ於キマシテ從來ノ教官ノ俸給ガ少ウゴザイマスカラ今回凡ソ二割ノ増額ヲ致シテ、ソレハ總豫算ニ載ツテ居リマス、其金ヲ帝國大學特別會計ノ會計ニ繰入レル爲ニ改正ヲ要スルノデアリマス、ソレカラ今一ツハ大學ニ教育科ヲ設置イタシマスルデ、其金モ同様ノ手續ヲ入レタイト云フ斯ウ云フノデアリマス、其次ノ第十七ハ臨時部政府支出金デアリマス、是ハ東京帝國大學ニ於テ工科大学ノ擴張ヲ今度イタシマス、ソレカラ京都帝國大學ノ理學部ノ擴張ヲ致シマスルノデ、此金額モ總豫算ノ文部省所管ノ臨時部ニ這入ツテ居リマス、ソレヲ繰入レル手續ノ爲ニ法律ヲ改正スルノデアリマス、ソレカラ第十八モ略、同様ノ性質ノモノデアリマスルデ、今回官吏ノ臨時手當ヲ今支出シテ居ルヨリズツ増シマスデゴザイマス、金額ヲズツ増額イタシマスルシ、其他廳費ノ如キモノニ於テモ増加スルモノガアリマスカラ、ソレヲ繰入レル爲ノ改正デアリマス、デ單純ナル手續ニ關スルモノデアリマス、ドウゾ御審議ノ上ニ御賛成ヲ……

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御質問ガナイヤウニ存ジマスカラ特別委員ノ氏名ヲ報告イタサセマス、日程第十六、十七、十八ハ同一委員ニ付託イタシテ宜シウゴザイマスカ。

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマスカラ、特別委員ノ氏名ヲ報告イタサセマス

〔長谷川書記官朗讀〕

帝國大學特別會計法中改正法律案外二件特別委員

- 侯爵徳川 函順君 子爵野村 益三君 男爵南岩倉 具威君
- 三宅 秀君 高田 早苗君 田所 美治君
- 横山 章君 富永 猿雄君 櫻井 伊兵衛君

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 休憩ヲ致シマス

午前十一時五十四分休憩

午後一時十五分開議

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 午前ニ引續キ會議ヲ開キマス、日程ノ第十九、第二十一ハ括シテ問題ニ供シテ御異議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマス

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 日程第十九、鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第二十、北海道鐵道敷設法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、床次鐵道院總裁

鐵道敷設法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第二條第一項近畿線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一 和歌山縣下和歌山ヨリ田邊新宮及三重縣下長島ヲ經テ相可ニ至ル鐵道

同項九州線ノ部ニ左ノ一號ヲ加フ

一 福岡縣下久留米ヨリ大分縣下日田ヲ經テ大分ニ至ル鐵道

第七條第一項第二號中「中岐阜縣下岐阜ヨリ太田ヲ經テ高山ニ至ル鐵道」ヲ

削ル

同項第十三號中「中蘇我ヨリ松田ニ至ル鐵道及勝浦ヨリ大原ニ至ル鐵道」ヲ

削ル

同項第二十二號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 近畿豫定線ノ内和歌山縣下和歌山ヨリ田邊新宮及三重縣下長島ヲ經

テ相可ニ至ル鐵道

同項第二十六號中「中高知縣下山田ヨリ高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道」ヲ削ル
同項第二十八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 九州豫定線ノ内福岡縣下久留米ヨリ大分縣下日田ヲ經テ大分ニ至ル鐵道

北海道鐵道敷設法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正八年二月十日

貴族院議長公爵徳川家達殿

北海道鐵道敷設法中改正法律案

第二條第一號中「及釧路國厚岸ヲ經テ北見國」ヲ「釧路國釧路及北見國斜里ヲ經テ」ニ改ム

同條第三號中「厚岸」ヲ「釧路」ニ改ム
同條ニ左ノ一號ヲ加フ

一 膽振國長萬部ヨリ輪西ニ至ル鐵道
〔政府委員床次竹二郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(床次竹二郎君) 兩法案改正ノ理由ヲ説明申上ゲマス、今日ノ場合鐵道ノ速成普及ト云フコトハ極メテ必要ノ事柄ト考ヘマシテ、其計畫ヲ立テマシテ、本年度ノ豫算ニ於テ御協賛ヲ求メテ居ル次第デゴザイマス、其關係ヨリ致シマシテ、茲ニ新ニ本州ニ於テ五線、北海道ニ於テ二線路選定イタシマシテ、ソレノ此兩法案中ニ追加スル必要ヲ認メテ次第デゴザイマス、其線路ハ九州ニ於キマシテ久留米大分間、ソレカラ尙ホ四國ニ於キマシテ土佐カラ徳島ノ池田ヲ經テ香川縣琴平ニ至ル線、本州ヘ參リマシテ紀州和歌山カラ伊勢ノ相可ニ至ル線、ソレカラ飛驒ノ高山カラ越中ノ富山ニ至ル線、竝ニ千葉縣下デ松田ヨリ勝浦ニ至ル線路ヲ貫通イタシマス線、此五線路合セテ四百十九哩アリマス、之ヲ豫定線ニ入レ竝ニ一期線ニ線上ゲル爲ニ鐵道敷設法中ノ改正ヲ要スル譯デゴザイマス、次ニ北海道ニ於キマシテ長萬部ヨリ輪西ニ至ル線路竝ニ釧路ヨリ斜里ニ至ル線路、此二線ノ延長、總計百五十一哩デゴザイマス、之ヲ豫定線ニ編入イタシマス爲ニ改正ノ必要ヲ認メテ次第デゴザイマス

衆議院議長 大岡育造

○阪本鈞之助君 本案ニ付キマシテ少シ御尋ヲ致シマス、鐵道敷設法中改正法律案ノ第三番目ニアリマス「第七條第一項第二號中岐阜縣下岐阜ヨリ太田ヲ經テ高山ニ至ル鐵道ヲ削ル」ト云フ箇條ガアリマス、是ハ昨年即チ四十議會ニ於キマシテ議會ガ協賛ヲ與ヘマシタ即チ岐阜縣下岐阜ヨリ太田高山ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道、斯ウ云フコトノ影響デアラウト考ヘマスガ、或ハ間違ッテ居ルカ知レマセヌガ、本員ハ左様ニ考ヘル、果シテ然ラバ曩ニ四十議會ニ議會ガ協賛ヲ致シマシタ岐阜ヨリ發シテ高山ヲ經テ富山ニ至ル線路ハ昨年政府ガ改正案ヲ出サレマシタ趣旨ニ基キマシテ、無論岐阜ヲ發シマシテ各務原ニ何カ陸軍ノ用ガアルト云フコトデアリマス、其各務原ヲ經テ鶴沼ノ太田、下呂ヲ經テ富山ニ至ル線路ト心得テ居リマスガ、政府ガ執ラムトスル所ト本員ガ見ル所ト同一デアアルカト云フコトヲ承リタイ又第二ニ四ツ目ニゴザイマス所ノ「同項第二十六號中中高知縣下山田ヨリ高知ヲ經テ須崎ニ至ル鐵道ヲ削ル」、是ハ今本員ガ御尋ヲセムトスル所ト直接關係ハアリマセヌガ、即チ昨年ノ四十議會ニ於テ議論ガアリマシタ是ハ四國線ノ一部デアリマシテ、是等ノ關係カラシテ此事ヲ御尋スルノデアリマスガ四十議會ニ於テ甚ダ喧シカッタ所ノ曼陀羅線ヲ採ルカ、他線ニ出ヅルカト云フコトノ問題ハ、此即チ問題ハ何レデアリマセウカ、政府ガ目下執ラレツ、アル所ノ御方針ハドウデアルカ、此二點ヲ拜承イタシタイノデアリマス

〔政府委員床次竹二郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(床次竹二郎君) 御答イタシマス、第一問ハ今度ノ改正ニナリマシタ結果岐阜カラ太田ヲ經、竝ニ高山ヲ經テ富山ニ至ルコトニナルノデアリマス、但シ唯今御尋ノ中ニ岐阜カラ高山ニ至ル線路ノ中、飛行場ノ在ル所ヲ通ッテ鶴沼ト申シマシタカラ經テ通ル線路ハ、今他ニ希望ノ線モアリマシテ、比較調査中デゴザイマス、兎モ角岐阜カラ太田高山富山ニ至ルト云フコトハ是デ決定スル譯デアリマスガ、經過地ニ付テハ調査中デゴザイマス、ソレカラ第二問ノコトハ此度ノ改正ニ依リマシテ高知カラ琴平ニ至ルコトニナルノデアリマス、昨年ノ議會ニ於テ徳島ノ池田ヨリ左ニ取ッテ曼陀羅線ト云フノガ議會ノ問題ニナッタノデアリマスルガ、此線路ハ此度ノ改正ニ依リマスレバ池田カラ直接琴平ニ至ルノデアリマスガ、此比較ハ諸種ノ點ニ於キマシテ池田琴平ノ方ガ調査上宜シイト云フ考デアリマスカラ斯ク改メマシタ次第デゴザイマス、唯一點曼陀羅線ト今度ノ池田琴平線ト比較イタシマスルト云フト、工

費ニ於テ曼陀羅線ノ方ガ二百有餘万圓安イノゴザイマス、其他ノ點ニ於テハ池田琴平線ノ方ガ何レノ點ニ於テモ優ツテ居リマス、其二百萬圓ト云フ費用ガ餘計掛カルト云フ點ハ如何ニモソチラノ方ノ……曼陀羅線ノ方ヲ選ンダ方ガ宜イヤウニアリマスケレドモ、此線路ハ元高知ヨリシテ香川縣ニ通ズルト云フ大キナ線路デアリマスルカラ、其大體ノ上カラ申シマスレバ二百萬圓ノ工費ノ爲ニ、將來永遠ノコトヲ考ヘタ時分ニハ琴平線ヲ選ンダ方ガ宜イト考ヘタ次第デゴザイマス

○阪本鈺之助君 唯今ノ御答デ第二ノコトハ誠ニ明瞭ニ分リマシタガ、第一ニ御尋ネ申シタ岐阜カラ太田ニ至ル所ノ線路ハ今尙ホ調査中デアルト云フ御答辯デアリマスルガ、抑、昨年此法律案ノ改正ヲ提出セラレタ所以ノモノハ、元ト岐阜ヲ發シテ關ヲ經テ行クト云フコトニナツテ居タ法律案ヲ、ソレヲ岐阜縣下岐阜ヨリ太田高山ヲ經テ富山縣下富山ニ至ル鐵道ト改正セラレテ、即チ關ヲ經ルト云フコトヲ削除セラレタノデアアル、果シテ然ラバ此精神ハ無論岐阜ヲ發シテ高山ニ至ルニハ成ルベクハ近キ道ヲ取ラレルト云フコトガ此法律改正ノ精神デアラウト思ハレル、各務原ノ飛行場ヲ通ルト云フヤウナコトデアリマシテ、是ハ軍事上ノ必要デ稍、迂回シマシテモ……左様ニ迂回ハ致シマスマイガ、致シマシテモソレハ已ムヲ得マセヌガ、其他ノ線ハ最早希望線ガアルトカドウトカ云フヤウナ問題ハ過去ツタ問題デアツテ、法律ノ改正ヲ致サレルト云フコトガ右申シタヤウナ精神ヲ以テ改正ニナツタモノト本員ハ解釋シテ居ツタ、然ルニ今就ホ線路ガ能ク決定シナイト云フコトデアリマシタガ何ガ故ニ左様ニ御迷ニナツテ居ルカト云フコトヲ伺ヒタイト存ジテ御尋シタノデアリマス、併シ餘リ具體的ニ其處マデ立入ツテ伺フコトハ避ケタ方ガ宜カラウト存ジテ抽象的ニ申シマシタケレドモ、唯今ノ御答デハ昨年法律ヲ改正シタ精神ニ遡ツテ、何等徹底シナイヤウニ考ヘマスカラ、具體的ニ今一應御尋ネ申スノデアリマス

〔政府委員床次竹二郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(床次竹二郎君) 御答イタシマス、昨年決議ニナリマシタ所ハ何等變更ヲ加ヘル考ハアリマセヌ、併シ甲ノ地點ヲ經ルカ、乙ノ地點ヲ經ルカト云フコトハ、實際建設スルニ當リマシテ能ク調査シナケレバナラヌ事柄デゴザイマス、ソレガ今調査中デアルト申スノデゴザイマス、線路ノ大體ヲ變更イタス考デハゴザイマセヌ

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 他ニ御質問ガゴザイマセヌケレバ特別委員ノ氏名ヲ御報告イタシマスガ、唯今一括イタシマシタ日程、第十九第二十同一委員ニ付託イタシマシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ御報告イタサセマス

〔長谷川書記官朗讀〕

鐵道敷設法中改正法律案外一件特別委員

伯爵柳原 義光君 男爵小澤 武雄君 子爵伊東 祐弘君

男爵山根 武亮君 平井晴二郎君 古市 公威君

男爵島津 久賢君 麻生 太吉君 津村 紀陵君

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 日程第二十一、第二十二、第二十三ハ一括イタシテ問題ト致スニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマス

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 日程第二十一、裁判所ノ設立ニ關スル法律案、第二十二、大正二年法律第九號中改正法律案、第二十三、不動産登記法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

裁判所ノ設立ニ關スル法律案

埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ越ヶ谷區裁判所ト稱ス

千葉縣印旛郡佐倉町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ佐倉區裁判所ト稱ス

千葉縣長生郡一宮町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ一宮本郷區裁判所ト稱ス

茨城縣稻敷郡龍ヶ崎町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ龍ヶ崎區裁判所ト稱ス

栃木縣足利郡足利町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ足利區裁判所ト稱ス

群馬縣吾妻郡中之條町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ中之條區裁判所ト稱ス

靜岡縣富士郡傳法村町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ吉原區裁判所ト稱ス
 山梨縣南巨摩郡鵜澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ鵜澤區裁判所ト稱ス
 新潟縣西頸城郡糸魚川町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ糸魚川區裁判所ト稱ス
 大阪府泉南郡岸和田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ岸和田區裁判所ト稱ス
 兵庫縣水上郡柏原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ柏原區裁判所ト稱ス
 奈良縣北葛城郡高田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ葛城區裁判所ト稱ス
 滋賀縣甲賀郡水口町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ水口區裁判所ト稱ス
 愛知縣中島郡一宮町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ一宮區裁判所ト稱ス
 愛知縣知多郡半田町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ半田區裁判所ト稱ス
 愛知縣南設樂郡新城町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ新城區裁判所ト稱ス
 三重縣飯南郡松阪町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ松阪區裁判所ト稱ス
 岐阜縣郡上郡八幡町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ八幡區裁判所ト稱ス
 福井縣南條郡武生町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ武生區裁判所ト稱ス
 富山縣東礪波郡出町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ出町區裁判所ト稱ス
 廣島縣賀茂郡竹原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ竹原區裁判所ト稱ス
 廣島縣比婆郡庄原町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ庄原區裁判所ト稱ス
 山口縣厚狹郡船木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ船木區裁判所ト稱ス
 愛媛縣西宇和郡八幡濱町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ八幡濱區裁判所ト稱ス
 佐賀縣西松浦郡大坪村ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ伊萬里區裁判所ト稱ス
 福岡縣朝倉郡甘木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ甘木區裁判所ト稱ス
 福岡縣浮羽郡吉井町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ吉井區裁判所ト稱ス
 熊本縣宇土郡三角町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ三角區裁判所ト稱ス
 鹿兒島縣姶良郡加治木町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ加治木區裁判所ト稱ス
 北海道空知郡岩見澤町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ岩見澤區裁判所ト稱ス
 北海道上川郡名寄町ニ區裁判所ヲ置キ之ヲ名寄區裁判所ト稱ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大正二年法律第九號中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

貴族院議長公爵德川家達殿
 大正二年法律第九號中改正法律案
 大正二年法律第九號中左ノ通改正ス
 別表裁判所管轄區域表中浦和區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

衆議院議長 大岡育造

越ヶ谷	浦和
埼玉縣ノ内 埼玉縣ノ内 越ヶ谷町 岩槻町 川柳村 大相模村 大袋村 荻島村 豊春村 内牧村 北足立郡ノ内 草加町 新郷村 春岡村 北葛飾郡ノ内 吉川町 幸松村 彦成村 早稲田村 川邊村 金杉村	埼玉縣ノ内 北足立郡ノ内 浦和町 蕨町 桶川町 鴻巣町 美谷本村 笠目村 神根村 野田村 大久保村 馬宮村 指扇村 平方村 加納村 川田谷村 箕田村 小谷村 新倉村 白子村 入間郡ノ内 鶴瀬村 南畑村 北埼玉郡ノ内 加須町 騎西町 禮羽村 利道村 不動岡村 利島村 豊野村 笠原村 南埼玉郡ノ内 葛浦町 久喜町 江面村 三箇村 北葛飾郡ノ内 幸手町 杉戸町 上高野村 高野村 豊岡村 權現堂川村 川口町 鳩ヶ谷町 原市町 志木町 戸田村 芝村 尾間木村 谷田村 植水村 三橋村 大谷村 大石村 石戸村 馬室村 吹上村 七里村 宗岡村 水谷村 三芳村 志多見村 鴻巣村 種足村 元和村 水深村 三俣村 綾瀬村 須賀村 小林村 栢間村 榑津村 篠津村 清久村 太田村 豊田村 櫻田村 八代村 田宮村 櫻井村 行幸村

同表中川越區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

埼玉縣ノ内	入間郡ノ内	所澤町	豐岡町	入間川町	坂戸町	越生町	飯能町
川越町	芳野村	古谷村	南古谷村	仙波村	高階村	福岡村	大井村
柳瀬村	松井村	富岡村	小手指村	三ヶ島村	宮寺村	元狹山村	
金子村	東金子村	藤澤村	入間村	堀兼村	福原村	奥富村	
日東村	大田村	田面澤村	山田村	三芳野村	福呂村	入西村	
大家村	川角村	毛呂村	山根村	梅園村	山口村	香妻村	
名細村	鶴ヶ島村	高萩村	高麗川村	高麗川村	東香野村	霞ヶ關村	
柏原村	水宮村	元加治村	加治村	精明村	植木村	原市場村	
南高麗村	比企郡ノ内	小見野村	中山村	八ッ保村	伊草村	三保谷村	出丸村
今宿村	秩父郡ノ内	吾野村					

同表中熊谷區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

埼玉縣ノ内	大里郡	兒玉郡	北埼玉郡ノ内	忍町	羽生町	井泉村	川俣村	廣田村	共和村	埼玉村
新郷村	大井村	持田村	星宮村	須加村	星河村	風巢村				
下忍村	北河原村	荒木村	長野村	須影村	成田村	岩瀬村				
手子林村	南河原村	太田村	中條村	中島村						
比企郡ノ内	松山町	小川町	大岡村	福田村	宮前村	唐子村	菅谷村			
七郷村	八和田村	大河村	竹澤村	平村	玉川村	明覺村				
龜井村	高坂村	野本村	東吉見村	南吉見村	西吉見村	北吉見村				
秩父郡ノ内	大櫛村	槻川村	大河原村							

同表中千葉區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

千葉縣ノ内	千葉郡	市原郡ノ内	姉崎町	五井町	八幡町	鶴舞町	千種村	東海村	市原村	
海上村	菊間村	市東村	市西村	平三村	養老村	戸田村	明治村			
内田村	高瀧村	富山村								
千葉縣ノ内	印旛郡									
本一柳宮	千葉縣ノ内	長生郡	夷隅郡							

同表中土浦區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

茨城縣ノ内	新治郡	新治郡ノ内	朝日村	君原村	阿見村	鳩崎村	木原村	舟島村	安中村	
筑波郡ノ内	岡田村	牛久村	莖崎村							
筑波郡ノ内	筑波町	北條町	小張村	板橋村	久賀村	三島村				
谷田部町	眞瀨村	豐村	島名村	旭村	鹿島村	十和村				
谷井田村	福岡村	上郷村	菅間村	田井村	小田村	小野川村				
葛城村	大穂村	田水山村	長崎村							
茨城縣ノ内	北相馬郡	江戶崎町	君賀村	沼里村	奥野村	浮島村	大宮村			
北相馬郡	稻敷郡ノ内	龍ヶ崎町	源清田村	長竿村	柴崎村	根本村	長戸村	八原村		
龍ヶ崎町	生板村	馴柴村	大田村	高田村	大須賀村	伊崎村	阿波村	古渡村		
金江津村	十倉島村	本新島村								

同表中麻生區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

茨城縣ノ内	行方郡	鹿島郡ノ内	鹿島町	大同村	中野村	波野村	豐郷村	豐津村	高松村	
鹿島郡ノ内	中島村	輕野村	若松村	矢田部村	東下村					

同表中宇都宮區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

栃木縣ノ内	宇都宮市	河内郡	上野宮市	今市町	日光町	菊澤村	北大飼村	北押原村	南押原村	
宇都宮市	上野宮市	鹿沼町	南摩村	加蘇村	東大蘆村	西大蘆村	小來川村	板荷村	落合村	
鹽谷郡ノ内	氏家町	栗山村	藤原村	三依村	船生村	大宮村	阿久津村			

同表中栃木區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

栃木縣ノ内	下都賀郡	上野郡ノ内	栗野町	西方村	清洲村	永野村	粕尾村	眞名子村		
栃木縣ノ内	足利郡	安蘇郡	上野郡ノ内	足尾町						

同表中高崎區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

中之條	群馬縣ノ内 吾妻郡	高崎市 碓氷郡	群馬郡ノ内 倉賀野町 京ヶ島村 倉田村 清里村 多野郡ノ内 藤岡町 美土里村 美原村	金古町 新高尾村 中川村 箕輪村 挑井村 新町 鬼石町 吉井町 三波川村 多胡村 入野村 日野村	室田町 佐野村 岩鼻村 大類村 久留馬村 瀧川村	佐野村 六郷村 長野村 堤ヶ岡村 國府村
-----	--------------	------------	--	---	---	----------------------------------

同表中沼津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

沼津	静岡縣ノ内 駿東郡 田方郡	静岡縣ノ内 富士郡	甲府	山梨縣ノ内 甲府市 山梨縣ノ内 南巨摩郡 西八代郡	東山梨郡 東八代郡 中巨摩郡 北巨摩郡
----	---------------------	--------------	----	---------------------------------------	------------------------------

同表中甲府區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

甲府	山梨縣ノ内 甲府市 山梨縣ノ内 南巨摩郡 西八代郡	東山梨郡 東八代郡 中巨摩郡 北巨摩郡
----	---------------------------------------	------------------------------

同表中松本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

松本	長野縣ノ内 松本市 東筑摩郡 南安曇郡
----	------------------------------

同表中木曾區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

木曾	長野縣ノ内 西筑摩郡
----	---------------

同表中高田區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高田	新潟縣ノ内 高田市 中頸城郡 東頸城郡
----	------------------------------

同表中埴原區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

糸魚川	新潟縣ノ内 西頸城郡
-----	---------------

大阪府ノ内

岸和田	大阪府ノ内 泉南郡 泉北郡ノ内 大津町 郷莊村 南松尾村	信太村 上條村 國府村 穴師村 忠岡村 南王子村
堺	大阪府ノ内 泉北郡ノ内 向井町 鳳村 美木多村 西百舌島村 中百舌島村 南河内郡ノ内 富田林町 長野町 東條村 川西村 三日市村 駒ヶ谷村 野田村 高鷲村 中河内郡ノ内 天美村	湊町 高石町 濱寺町 取石村 久世村 深井村 鶴田村 北上神村 東百舌島村 五箇莊村 軸松村 三寶村 新堂村 中村 河内村 赤阪村 千早村 天野村 高向村 南八下村 北八代村 大草村 三都村 平尾村 埴生村 古市町 白木村 彼方村 川上村 金岡村 狹山村 丹比村 丹南村 道明寺村 松原村 三宅村 惠我村

同表中篠山區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

篠山	兵庫縣ノ内 多紀郡
柏原	兵庫縣ノ内 水上郡

同表中奈良區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

奈良	奈良縣ノ内 奈良市 添上郡 生駒郡 山邊郡 磯城郡
葛城	奈良縣ノ内 北葛城郡 高市郡 南葛城郡

同表中五條區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

五條	奈良縣ノ内 宇智郡 吉野郡ノ内 上市町 秋野村 黒瀧村	奈良縣ノ内 吉野郡ノ内 上市町 十津川村 大淀村 天川村 野迫川村 賀名生村 宗檜村 大塔村 丹生村 中莊村 國樺村
----	--	--

同表中大津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

大津	滋賀縣ノ内 大津市 滋賀郡 栗太郡 野洲郡 高島郡
水口	滋賀縣ノ内 甲賀郡

同表中名古屋區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

名古屋	愛知縣ノ内 名古屋市 愛知郡 東春日井郡 西春日井郡 海部郡 知多郡ノ内 有松町 大高町
一宮	愛知縣ノ内 中島郡 丹羽郡 葉栗郡
半田	愛知縣ノ内 知多郡ノ内 半田町 龜崎町 大府町 横須賀町 岡田町 大野町 常滑町 西浦町 内海町 豐濱町 師崎町 河和町 武豐町 成岩町 阿久比村 東浦村 上野村 八幡村 旭村 三和村 鬼崎村 小鈴谷村 野間村 篠島村 日間賀島村 富貴村

同表中豊橋區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

豊橋	愛知縣ノ内 豊橋市 渥美郡 寶飯郡 八名郡ノ内 下川村 石巻村
新城	愛知縣ノ内 南設樂郡 北設樂郡 八名郡ノ内 大野町 七郷村 山吉田村 丹着村 八名村 金澤村 賀茂村 豊津村 橋尾村 三上村

同表中安濃津區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

安濃津	三重縣ノ内 津市 安濃郡 河藝郡 鈴鹿郡 一志郡
松阪	三重縣ノ内 飯南郡 多氣郡ノ内 東黒部村 下御絲村 大淀村 上御絲村 明星村 齋宮村 相可村 西外城田村 佐奈村 津田村 丹生村 五ヶ谷村 川添村

同表中岐阜區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

同表中福井區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

岐阜	岐阜縣ノ内 岐阜市 稻葉郡 羽島郡 本巢郡 山縣郡 武儀郡 加茂郡ノ内 田原村 富岡村
八幡	岐阜縣ノ内 郡上郡

同表中高岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福井	福井縣ノ内 福井市 足羽郡 吉田郡 坂井郡 丹生郡ノ内 越廼村 下岬村 國見村 殿下村 西安居村 三方村
武生	福井縣ノ内 南條郡 今立郡 丹生郡ノ内 朝日村 立待村 吉川村 豐村 吉野村 大虫村 宮崎村 白山村 城崎村 四箇浦村 織田村 萩野村 常磐村 糸生村 志津村 天津村

同表中廣島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

高岡	富山縣ノ内 高岡市 射水郡 氷見郡 西礪波郡ノ内 福岡町 醍醐村 小勢村 山王村 立野村 東五位村 福田村 國吉村 石堤村 赤丸村 五位山村 西五位村
出町	富山縣ノ内 東礪波郡 西礪波郡ノ内 石動町 福光町 津澤町 戸出町 南谷村 埴生村 松澤村 若林村 正得村 荒川村 子撫村 宮島村 石黒村 南野谷村 廣瀬村 廣瀬館村 西太美村 太美山村 東太美村 吉江村 東石黒村 西野尻村 東蟹谷村 北蟹谷村 簸波村 水島村 應栖村 是戶村 林村 高波村 大瀧村

廣島	廣島縣ノ内 廣島市 安佐郡 山縣郡 安藝郡ノ内 海田市町 矢野町 熊野町 上瀬野村 下瀬野村 牛田村 戸坂村 温品村 府中村 仁保村 船越村 奥海田村 如賀村 中野村 坂村 矢賀村 中山村 佐伯郡ノ内 廿日市町 嚴島町 草津町 大竹町 己斐町 五日市町 古田村
----	---

同表中武雄區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

諫早町 諫早村 北諫林村 小栗村 小野村 森山村 有喜村
 江ノ浦村 田結村 戸石村 眞津山村 本野村 長田村 深海村
 小江村 湯江村 小長井村

武雄 佐賀縣ノ内 藤津郡
 杵島郡

伊萬里 佐賀縣ノ内 西松浦郡

同表中福岡區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

福岡 福岡縣ノ内 筑紫郡 粕屋郡 宗像郡 早良郡 糸島郡
 福岡市
 甘木 福岡縣ノ内 朝倉郡

同表中久留米區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

久留米 福岡縣ノ内 久留米市 三井郡
 三潁郡ノ内 荒木村 安武村 大善寺村 西幸田村 犬塚村 三潁村
 吉井 福岡縣ノ内 浮羽郡

同表中熊本區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

熊本 熊本縣ノ内 熊本市 飽託郡
 菊池郡ノ内 大津町 原水村 津田村 瀬田村 陣内村 平眞城村 護川村
 北合志村 泗水村 合志村 西合志村 田島村
 阿蘇郡ノ内 錦野村 山西村
 上益城郡ノ内 白水村
 下益城郡ノ内 松橋町 小川町 海東村 河江村 小野部田村 當尾村 豐福村
 豐川村
 熊本縣ノ内 宇土郡
 下益城郡ノ内 守富村 杉合村
 天草郡ノ内 登立村 維和村 上村 中村 湯島村

三角

同表中鹿兒島區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

鹿兒島 鹿兒島縣ノ内 鹿兒島市 鹿兒島郡 熊毛郡
 日置郡ノ内 下伊集院村 中伊集院村 上伊集院村 郡山村 日置村 吉利村 永吉村
 伊作村 田布施村 阿多村

加治木 鹿兒島縣ノ内 始良郡 伊佐郡 嚙啖郡ノ内 財部村 末吉村

同表中札幌區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

札幌 北海道ノ内 札幌區 札幌郡 千歲郡 石狩郡 厚田郡 濱益郡
 岩見澤 北海道ノ内 夕張郡 樺戸郡 空知郡ノ内 岩見澤町 瀧川町 沼貝村 北村 幌向村 栗澤村 砂川村
 蘆別村 歌志内村 三笠山村 江部乙村

同表中室蘭區裁判所ノ項ヲ左ノ如ク改ム

室蘭 北海道ノ内 室蘭區 有珠郡 幌別郡 白老郡
 虻田郡ノ内 虻田村 辨邊村
 勇拂郡ノ内 苦小牧町 安平村 厚真村 鷓川村 似樽村 累標村 穂別村
 邊富内村

同表中旭川地方裁判所ノ部ヲ左ノ如ク改ム

旭川 北海道ノ内 旭川區 上川郡(石狩國)
 空知郡ノ内 音江村 上富良野村 中富良野村 下富良野村 山部村 南富良野村
 雨龍縣ノ内 深川町 北龍村 上北龍村 一己村 多度志村 秩父別村 雨龍村
 勇拂郡ノ内 占冠村

旭川 北海道ノ内 上川郡(天鹽國) 中川郡(天鹽國) 枝幸郡
 紋別郡ノ内 紋別村 濱上村 興部村 雄武村
 名寄 雨龍郡ノ内 雨龍村 瀧上村 興部村 雄武村

増毛	北海道ノ内 増毛郡 留萌郡 苫前郡
稚内	北海道ノ内 宗谷郡 天鹽郡 利尻郡 禮文郡
幌加内村	

同表中釧路地方裁判所ノ部ヲ左ノ如ク改ム

釧路	
釧路	北海道ノ内 釧路郡 白糠郡 阿寒郡 川上郡 厚岸郡
帯廣	北海道ノ内 河西郡 河東郡 上川郡(十勝内) 中川郡(十勝内) 十勝郡 足寄郡 廣尾郡
網走	北海道ノ内 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡ノ内 下湧別村 上湧別村
根室	北海道ノ内 根室郡 花咲郡 野付郡 標津郡 目梨郡 國後郡 色丹郡 紗那郡 振別郡 樺提郡 藥取郡 得撫郡 新知郡 占守郡

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 本法施行前從前ノ管轄裁判所ニ於テ受理シタル事件ハ其ノ裁判所ニ於テ之ヲ完結ス

不動産登記法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
 大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

不動産登記法中改正法律案
 不動産登記法中左ノ通り改正ス
 第八條ノ二 司法大臣ハ一ノ登記所ノ管轄ニ屬スル事務ヲ他ノ登記所ニ委任スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(鈴木喜三郎君) 唯今議題ニ上リマシタ三案ヲ通ジマシテ提出ノ理由ヲ申上ゲマス、裁判所設立事業ニ付キマシテハ、前二回ノ議會ニ於キマシテ御協賛ヲ經マシテ、六十四箇所ノ復活ヲ見タ次第デアリマス、併ナガラ未ダ是ダケデハ人民ノ便利ヲ全カラシムルコトガ出來マセヌカラ、今回茲ニ三十一箇所ヲ選ビマシテ本案ヲ提出イタシマシタ次第デゴザイマス、而シテ區裁判所ノ復活イタシマス結果ト致シマシテ、管轄區域ヲ變更イタサナケレバナラスノデアリマス、管轄區域ヲ變更イタシマス結果、區裁判所ニハ近クナリマシテ便利ヲ得マスルガ、登記事務ヲ取扱ヒマス出張所ニハ却ッテ遠クナルト云フヤウナ場所ガ全國ニ十數箇所生ズルノデゴザイマス、其不便ヲ救フガ爲ニ一ノ出張所ニ屬スル所ノ登記事務ヲ他ノ隣接ノ出張所ニ委任シテ取扱ハシムルト云フ趣意ガ即チ不動産登記法改正案デアリマス、右ノ次第デ三案ヲ提出シタ次第デゴザイマスカラ何卒御審議ノ上御協賛ヲ希望イタシマス

○阪本鈺之助君 本案ニ付キマシテモ少シ御尋ヲ致シタイノデゴザイマス、山本内閣ノ行政整理ト云フコトハ非常ナル英斷ヲ以テ各方面ニ斧鉞ヲ加ヘラレタノデアリマス、即チ區裁判所ノ數ヲ減ジラレタ如キモ其一デアリマシテ、土地ノ爲ニハ不便ヲ多少生ズルカモ知レマセヌガ、如何ニモ英斷デアルト云フコトヲ我々ハ感心ヲシテ居ッタノデアリマスガ、段々ニ區裁判所ナルモノヲ復活ヲ致シテ、唯今政府委員ノ御説明ノ如ク昨年六十四箇所復活ラシ、又三十一箇所モ復活ヲスルト云フノデアリマスガ、今度ノ復活ニ依ッテ最早山本内閣ノ行政整理ハ逆戻ラシテ、一箇所モ殘ラズ元ノ通りニナルト云フノデアリマスガ、ソレヲ伺ヒタイ、ソレト復活ヲスル爲ニ此際ドレ程ノ臨時費ガ要ルノデアルカ、將來、昨年復活サレタモノト、今度復活サレルモノトヲ合セテ、行政整理ノ時代ニ對スルモノト比較ヲ致シマスレバ、ドレ程經常費ガ増額スルモノデアルカ、此點ヲ伺ヒタイ、昨年復活サレタモノハ何程、今度復活セムトスルモノハ何程ノ維持費ヲ要スルモノデアルカト云フコトヲ承リタイ、尙ホ附加ヘテ伺ヒタイノハ、此栃木縣下ニ於ケル元佐野町ニ在ッタ區裁判所ガ今度足利町ヘ變ヘルモノトシテ此法案ガ出來テ居ルヤウデアリマスガ、足利町ト佐野町ト比較シテ曩ニ佐野町ニ在ッタモノヲ今度足利町ニ設立シナケレバナラスト云フ理由ハ那邊ニアルノデアルカ、此事ヲ了解シ得ルヤウニ御説明ヲ

願ヒタイ、尙又既ニ佐野町ニ在ッタノ足利町ニ移サレルト云フノデアリマスガ、本員ハ少シ調ベモ出來テ居リマスガ、斯ノ如ク甲ノ地ニ在ッタヤツヲ今度復活シテ乙ノ地ニ移スト云フノガ此外ニモアルノデアリマスカ、ソレモ伺ヒタイノデアリマス

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(鈴木喜三郎君) 御答へ致シマス、大正二年ノ行政整理ノ際廢シマシタ區裁判所ノ數ハ百二十八箇所デアリマシテ、尤モ現實ニ裁判事務ヲ取扱ツテ居リマシタ區裁判所ハ九十五箇所、三十三箇所ト云フモノハ未開應デアッタノデアリマス、今回提案イタシマシタル三十一箇所ヲ加ヘマスト云フト、前年迄ノモノト加ヘマスト都合九十五箇所ニナルノデゴザイマス、數ニ於キマシテハ一致シテ居リマスケレドモガ、場所ニ於テハ必シモ一致シテ居ラヌノデアリマス、而シテ今日ノ狀態ヨリ考ヘマスケレバ、此三十一箇所ノ復活ヲ見マスケレバ大抵不便ヲ避ケ得ラレルト思フノデゴザイマスルガ、又月日ノ變ハルニ從ヒマシテ事情ニ變化ヲ來タシテ、事件ガ多ク出ルヤウナコトニナリマスレバ、更ニ又新設ヲスルト云フコトモ起リマセウガ、今日ノ狀態デハ先ヅ此位ノ程度ニ於テ復活シテ置キマスレバ大抵不便ヲ避ケ得ラレルト云フ考デゴザイマス、而シテ今回復活ヲ提案イタシマシタル三十一箇所ニ對スル所ノ經費ハ三十一萬圓ヲ計上シテ居ルノデゴザイマス、ソレカラ次ハ佐野區裁判所ト足利區裁判所ノ關係デゴザイマスガ、斯様ナ種類ノモノハ他ニハアリマセウガ、從來佐野區裁判所ノ管轄區域ニアリマシタノハ安蘇郡ト足利郡ノ二郡デアリマシテ、所ガ御承知ノ通り隣ノ足尾ト云フモノガ非常ニ發展ヲ致シマシテ澤山事件モ起ルヤウニナッタノデゴザイマス、而シテ此足尾ト云フモノハ何處ニ屬シテ居ルカト云フト、今日ニ於テハ宇都宮ニ屬シテ居ル、ドウシテモ此足尾ト云フモノノ管轄ヲ宇都宮カラ割イテ一ツノ裁判所、他ノ裁判所ニ屬セシメナケレバナラスト云フ點ガアルノデス、此足尾ヲ割イテ佐野區裁判所ヲ復活シテ其管轄ヲシムルカ、或ハ足利ニ區裁判所ヲ設立シテ其管轄ヲシムルカト斯ウ見マス、ドウシテモ足尾ヲ入レテ一ノ管轄區域ヲ造リマスルトセバ、ドウシテモ佐野ニアラズシテ足利、斯ウ云フコトノ結果ヲ見ルノデゴザイマス、尙ホ事件ノ數ハ、取扱關係ノ狀態等ノ詳シイコトハ委員會デ申上ゲマスガ、サウ云フ趣意ニ於キマシテ佐野ヲ復活セズシテ足利ニ設立ラシタト云フ次第デゴザイマス

○阪本鈺之助君 御尋シタ中チヨット御答ガ漏レタヤウデアリマスガ、唯今三十一萬圓ト仰シヤッタノハ、今度復活ノ臨時費デアラウト思ヒマスガ、昨年六十四箇所復活サレタガ爲ニ經常費ハ年々ドレ程カ、ルヤウニナッタカ、又今度三十一箇所復活セラル、ガ爲ニドレ程ノ費用ヲ年々要スルノデアルカ數字ノコトデアリマスカラ若シ即座ニ御答ガ出來マセスケレバ豫算委員會ノ節デ宜シウゴザイマスカラ、是ダケハ是非トモ御伺シタイト思ヒマスカラ、豫メ御願ヲシテ置キマス

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(鈴木喜三郎君) 此ニ書類ヲ持ッテ居リマセウデゴザイマスカラ、何レ豫算委員會ニ於テ詳シク申上ゲマス
○矢口長右衛門君 此二十一ノ案ニ付キマシテ設立ト云フコトデゴザイマスガ、是ハ復活ト云フ……設立ト申シテゴザイマスガ、大抵ノコトハ此條項ハ皆復活ト云フ意味デアレバ矢張り復活ト云フ字デ宜カッタラウト思フノデスケレドモ、之ヲ所謂設立ト致シタコトハ其所ニ何カ意味ガアルノデゴザイマスカ、チヨット伺ヒマス

〔政府委員鈴木喜三郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(鈴木喜三郎君) 御答へ致シマス、昨年、一昨年、之ト同種類ノ法律ヲ提案シマシタガ、矢張り設立ニ關スル法律案トシテ出シタノデゴザイマシテ、別段復活トカ、設立トカ、云フトニ付テ深キ意味ガアッタコトデハナイノデアリマス、チヨット此際御斷リヲ致シテ置キマスガ、全ク新設ニ屬スルモノガ北海道ニ二箇所合ンデ居リマス、サウ云フ次第デゴザイマス
○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御質問ガナイヤウデゴザイマスカラ、日程第二十一、第二十二、第二十三ハ同一ノ委員ニ御付託イタシテ御異存ゴザイマセウカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ御報告イタサセマス

〔長谷川書記官朗讀〕

裁判所ノ設立ニ關スル法律案外二件特別委員

- 伯爵堀田 正恒君 子爵勘解由小路資承君 子爵板倉 勝憲君
- 男爵中川 興長君 河村讓三郎君 男爵坂本 俊篤君

男爵若王子 文健君 加太 邦憲君 野々村久次郎君

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 日程第二十四、北海道舊土人保護法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

北海道舊土人保護法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也
大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

北海道舊土人保護法中改正法律案

北海道舊土人保護法中左ノ通改正ス

第五條 北海道舊土人ニシテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ自費治療スルコト能ハサル者ハ之ヲ救療シ又ハ之ニ藥價ヲ給スルコトヲ得

第六條中「疾病」ヲ「傷痍、疾病」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣床次竹二郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 北海道舊土人ノ爲ニハ御承知ノ如ク特ニ保護法ヲ制定セラレテ、イロ／＼保護ヲセラレテ居ル譯デアリマスルガ、尙ホ今日ノ有様ニ於キマシテ非常ニ死亡率ガ高イノデゴザイマス、全道ノ死亡率ニ比較イタシテ見マスルト云フト、最近五箇年ノ調査ニ依リマスルト云フト四割ホド多ウゴザイマス、ソレカラ殊ニ肺結核ニ至リマシテハ、殆ド全道ニ比較スレバ五倍ノ高キニ上ッテ居ル有様デゴザイマシテ、到底今日ノ儘ニ捨置ク譯ニハ行カナイ有様デゴザイマス、ノミナラズ其儘ニ置キマスレバ病毒ハ延イテ一般民ノ上ニモ及ブ虞ガアリマスルノデ、特ニ簡易ナル病院ヲ立テマシテ、救療ノ途ヲ開イテヤリタイ、斯ウ云フ考デゴザイマス、尙ホソレニ傷痍ヲ受ケタ者デアリマシテ、自ラ救療ラスルコトノ出來ナイ者ニ向ッテ、救助並救療ノ途ヲ立テタイト云フノデ、此改正案ヲ提出イタシマシタ次第デゴザイマス

○男爵石黒忠恵君 本案ニ付キマシテ質問イタシタウ存ジマスルガ、北海道ノ土人保護ト申シマスルコトハ、第一ニ教育、第二ニ衛生ト云フコトハモウ附物デゴザイマスルガ、然ルニ茲ニ新ニ斯様ナル法案ガ出マスルヤウデゴザ

イマスルナラバ、是マデハ土人ノ疾病ニ罹リマシタル治療若ハ衛生ノコトハ、ドウナッテ居リマスカ伺ッテ見タイ

〔國務大臣床次竹二郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 御答イタシマス、是マテノ法律ニ依リマスレバ、御尋ネ以外ニモ少シ涉リマスガ、土地ノ無償下付、ソレカラ農具種子ノ給與ソレカラ藥價ノ給與、是ハ疾病ニ罹リマシテ、自費救療ラスルコトノ出來ナイ者ニ、藥價一人九錢トシテ見積ッテゴザイマスガ、給與スル譯ニナッテ居リマス、ソレカラ尙ホ救助米、埋葬料、是モ力ノナイ者ニ給與スル譯ニナッテ居リマス、其外教育上ニ付テ特ニ保護ヲセラレテ居ル譯デゴザイマスルガ、病院ヤナンゾノ施設ガナイ爲ニ、此度ノ改正案ニ依ッテ其邊ノ途ヲ開キタイト云フ譯デゴザイマス

○男爵石黒忠恵君 ソレデ本案ガ通過イタシマシタ以上ハ、如何ナル方法ニ依ッテ之ニ救療ヲナサル御見込デスカ、随分土人ガ散布イタシテ居リマス、土人ガ居ル所ヘ殘ラズ病院ト云フ譯ニモ參リマスマイガ、如何ナル場所ニ病院ヲ御建ニナリ、或ハ散布シテ居ル所ヲ巡回治療ヲナサルカ、其方法ヲ伺ッテ見タウゴザイマス

〔國務大臣床次竹二郎君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(床次竹二郎君) 御答イタシマス、最初申上ゲ落シマシタガ、土人ノ凡ソ千人位ヅ、部落ヲ爲シテ居ル所ガアリマス、サウ云フ所ニ簡易ナ病院ヲ建テマシテ、他ハ是マデ通りニ致ス積リデアリマス

○男爵石黒忠恵君 此際希望ガゴザイマスガ、述べマシテ宜シウゴザイマスカ

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 宜シウゴザイマス

○男爵石黒忠恵君 唯今内務大臣ノ御答モゴザイマスルヤウニ、千人以上モ住ンデ居リマス所ヘハ、病院ヲ御建ニナリマスルト云フコトデゴザイマスルガ、洵ニ是ハ喜バシイコトデ、サウナクチャナルマイト存ジマスルガ、之ニ御配付ニナリマスル醫師ニ、希ハノハ衛生上ノ知識ノアル者ヲ御配付ニナッテ、土人ニ付テノ身體上、若ハ衛生上ノ統計ヲ取ッテ置キマセスト、後年取ルコトハ出來マセヌタラウト考ヘマス、サウ云フヤウナコトヲ任務ノ一ツニ御申付ニナッテ、醫員ノ配付アラムコトヲ本員ハ希望イタシマス

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 他ニ御質問ゴザイマセスケレバ、本案ノ特別委

員ノ氏名ヲ御報告イタサセマス、御異議ハゴザイマセヌデスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

〔長谷川書記官朗讀〕

北海道舊土人保護法中改正法律案特別委員

侯爵徳川 義親君 伯爵清棲 家教君 子爵大給 近孝君

男爵石黒 忠恵君 男爵安藤 直雄君 湯地 定基君

安立 綱之君 西久保 弘道君 成清 信愛君

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 日程ノ第二十五、朝鮮醫院及濟生院特別會計法

中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案

第二條中「四十五萬圓」ヲ「七十一萬圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔政府委員古賀廉造君演壇ニ登ル〕

○政府委員(古賀廉造君) 本案提出ノ理由ニ付テ私ヨリ一言説明イタシマス、此本案ニ付キマシテハ、朝鮮醫院並ニ濟生院設立當時、即チ大正元年以來、漸次患者ノ數ガ増加シマシテ、大正元年ニ於キマシテハ患者ノ延員數百八十八万人餘アリマシタガ、大正六年ニ至リマシテハ、二百八十四万人ト云フヤウニ殖エテ參リマシタ、其内ニ死亡患者ノ數ガ又大正元年ニ於テハ百二十万アリマシタガ、大正六年ニ至リマシテハ、是亦百八十二万人ト云フヤウニ數ガ殖エマシタ、而シテ目下物價ノ騰貴ニ伴ヒマシテ、藥品其他ノ價額ノ上ニ多大ノ影響ヲ受ケマシテ從來ノ法定額四十五萬圓デハ到底支出ノ途ガ足ラヌノデ、此度更ニ二十六萬圓ヲ増加シマシテ、七十一萬圓ノ法定額ニ致シタイト云フ趣意デアリマス、何卒御審査ノ上御協賛アラムコトヲ願ヒマス

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御質問ガゴザイマセヌヤウニ存ジマスカラ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ御報告イタサセマス

〔長谷川書記官朗讀〕

朝鮮醫院及濟生院特別會計法中改正法律案特別委員

伯爵津輕 英麿君 子爵竹屋 春光君 小野田 元熙君

北里 柴三郎君 男爵竹腰 正己君 男爵安場 末喜君

男爵小畑 大太郎君 市來 乙彦君 大森 慶次郎君

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 日程ノ第二十六、第二十七ハ一括イタシテ御異議ハゴザイマセヌカ

議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマス

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 日程第二十六、家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

第二十七、沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル給與處分ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

貴族院議長公爵徳川家達殿

第一條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第四條ノ期限内ニ願出

テサルモノニシテ同法第一條及第二條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理

由及證據ヲ具シテ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ但シ大正八年十

二月三十一日迄ニ願出テサルトキハ本法ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

第二條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其

ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條 明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ依リ願出ヲ爲シタル

者ニシテ明治四十二年法律第二十一號第二條ノ期限内ニ出訴セサル者ハ

本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

沒祿處分ヲ受ケタル者ニ對スル給與處分ニ關スル法律案
右本院提出案及送付候也

大正八年二月十日

衆議院議長 大岡育造

貴族院議長公爵徳川家達殿

第一條 明治三年九月十日太政官布告藩制施行ヨリ同九年八月太政官第百

八號布告實施迄ノ間ニ於テ國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラ

レタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治二十七年法律第二十號施行ノ際其

ノ沒收セラレタル當時ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當

額ノ給與ニ不足アル者ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法並明

治三十二年法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準用シ祿高整理ノ

爲發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其

ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其

ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○山脇玄君 政府委員ノ別ニ御説明ハナイノデアリマスカ、衆議院送付デア

リマスカラ……

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 政府委員ハ説明ヲ致サレマセヌ

○山脇玄君 ソレデハ此法案ニ關係アル當局大臣、大臣御出席デアリマセネ

バ他ノ政府委員デモ宜シウゴザイマスガ、一二質問イタシタウゴザイマス

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御質問ニナリマシテ宜シウゴザイマス

○山脇玄君 申スマデモアリマセヌ、明治維新廢藩置縣ト云フ我國ニハ世界

無比ノ革新ガアリマシテ、續イテ家祿奉還、社寺ノ土地、國有民有ノ土地森

林ノ處分ガアリマシテ、隨分其當時維新ノ當時デアリマシタカラ、其處分ノ

中ニハ錯誤等ノモノガ多クアッタデアラウト思ハレマス、又斯ル不當ノ處分ガ

アリマシタカラトテ、今日カラソレヲ責メル又必要モナイト存ジマスルガ、

其後政府當局ニ於キマシテモ、是等ノ處分ノ中デ錯誤ノ甚シイモノガアリマ

スレバ、箇々別々ノ處分トシテ復舊ヲシテアリマシタ、又一而國民モ段々其

當時不當ノ處分ヲ受ケタ者ニ同情イタシマシテ、或ハ社寺ノ土地處分、土地

ノ官民有ノ處分ニ付テ、之ヲ復舊スル所ノ法律案ガ出タノデアリマス、是ハ

至極適當ノコトデアラウト存ジマスル、デ今回ノ此法律案モ矢張り右同様ノ

趣旨デ出來タモノト考ヘマスルガ、政府當局ニ於キマシテハドウ云フ御考デ

アルカ、此法律文ニ依ッテマダ復舊處分ニ漏レテ居ルモノヲ回復スルトカ云フ

御考デアルヤ否ヤト云フ點ト、今一ツハ此復舊處分ヲ致シマスルニ付テハ一

千萬圓ノ公債ヲ準備シテアルサウデゴザイマス、今日マデ復舊シタ其金額ハ

私共ノ承ッテ居リマス所デハ三百萬圓以内位デアラウト云フコトデアリマ

スガ、如何ホド是マデ給與シタカ、其金額ヲ承リタイ、ソレカラ同時秩祿處

分……官祿處分ニ付キマシテハ士族ノ階級ニハ至極寛大デアアル、ソレ以下ノ

卒族ノ處分ニ付キマシテハ隨分苛酷ノ處分モ致シテアルヤウデアリマス、デ

今回此法律案デ回復イタサウト云フノモ恐ラクハ多數卒族ノ分ガ多カラウト

考ヘル、況ヤ今日諸物價騰貴ノ場合デ最モ困難ヲ感ジテ居ル所ノモノガ、此

法律案ニ依ッテ恩澤ヲ蒙ルコトニナルノデアラウト思ヒマスルガ、今日マデ當

局ニ於テ復舊ヲシタ所ノ總人數ノ中デ士族ガドレ程願出テドレ程復舊シタト

云フコト、卒族ガドレ程願出テドレ程復舊シテヤッタカト云フコトガ分ッテ居

レバ、其數モ承リタイノデアリマス、此二點ヲドウカ御説明ヲ願ヒタイノデ

アリマス

〔國務大臣男爵高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵高橋是清君) 御答ヲ致シマス、唯今ノ日程第二十六、第二

十七、衆議院提出ノ此法律案ニ對シマシテ、政府ニ於キマシテハ家祿賞典祿ニ

ル最終ノ救済ト致スト云フ意味ニ於キマシテ同意ヲ表シテ置キマシタノデア

對スリマス、如何ニモ事實氣ノ毒ト考ヘラレル者ガ多クアリマスル、年々之ニ

對シテ建議案等ガ出マス、此度ハ之ヲ以テ最終ノ救済ト致ス意味ニ於テ政府

ハ同意ヲ致シタノデアリマスル、尙ホ詳細ハ委員會ニ於テ説明ヲ致サセマス

ガ、唯今御尋ノ金額ニ付キマシテ、又人員ニ付キマシテ、士族卒族ノ區別等ハ

唯今調書ヲ持ッテ居リマセヌ、併シ明治三十年法律第五十號ニ依ル出願者ハ人

員ニ於テ二十九萬三千九百五十五名、件數ハ十一萬六千七百六十三件、其中採

用イタシマシタモノガ件數ニ於テ百八、人員ニ於テ三千九百六、之ニ交付シマシタ公債金高ハ三十七万四千二百九十一圓二十五錢五厘、既ニ却下イタシマシタモノハ件數ニ於テ十一万六千六百五十五、人員ニ於テ二十九万四千九百九十九名左様ナ次第ゴザイマス、而シテ其後訴訟ニナリマシテ、ソレガ爲ニ政府カラシテ其結果トシテ支拂ヒマシタル金高ハ百七十七万六千三百六十二圓八十七錢六厘トナツテ居リマス、是マデ支拂ヒマシタル金高ハサウ云フコトゴザイマス、左様御承知ヲ願ヒマス

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 他ニ御質問ガナイヤウニ存ジマスノデ、特別委員ノ氏名ヲ御報告ヲ致シマスガ、日程第二十六、第二十七ハ同一委員ニ御付託ヲシテ御異議ゴザイマセスカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ御報告イタサセマス

〔長谷川書記官朗讀〕

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案外一件特別委員

子爵池田 政時君 子爵八條 隆正君 松室 致君

男爵山川 健次郎君 男爵本田 親濟君 男爵赤松 範一君

若槻 禮次郎君 磯部 四郎君 島 定治郎君

○假議長(侯爵徳川頼倫君) 次ノ日程ハ決定次第彙報ヲ以テ報告イタシマス
本日ハ是デ散會

午後二時散會